

# 殯の基礎的考察

和田 萃

【要約】 殯とは、人の死後、埋葬するまでの間、遺体を小屋内に安置したりさらには仮埋葬し、遺族や近親のものが小屋に籠って、諸儀礼を尽して奉仕するものが国古代において普遍的に行なわれた葬制であるが、この殯について従来ほとんど研究されておらず、わずかに民俗学からの研究があるにすぎない。それも甚だ不十分であり、まだまだ考察の余地があるように思われる。それで本稿はまず殯に関する基礎的事実を文献史料から抽出し、そのあと特に天皇を対象とする殯をとりあげ、殯宮儀礼を手がかりにして、皇位継承に焦点を絞りながら、殯を政治史的視角から考察した。

史林 五二卷五号 一九六九年九月

## 一 はじめに——大津皇子謀反

大津皇子の悲劇は、万葉集にみえる大津皇子とその姉の大来皇女の歌によって、遍く知られている。大津皇子謀反の顛末は日本書紀に詳しい。持統即位前紀によれば、朱鳥元年（六八六）十月己巳（二日）に大津皇子の謀反が発覚、その日のうちに大津皇子は逮捕され、皇子に欺かれた直広肆八口朝臣音檀以下三十余人も捕えられた。翌庚午（三日）に大津皇子は詠語田舎に死を賜わり、皇子の妃であった山

辺皇女は殉死した。丙申（二十九日）に詔が出され、大津皇子に欺かれた人々のうち、礮杵道作は伊豆に流され、新羅沙門行心は飛驒伽藍に移されたが、他のものは皆赦された。

ところで天武紀には、大津皇子が九月二十四日に皇太子を謀反かたむけんとしたとみえている。すなわち朱鳥元年九月丙午（九日）に天武天皇は病がいえず正宮に崩御。戊申（十一日）に初めて発みねたてまつ哭り、殯もがりのみや宮を南庭に起こした。辛酉（二十四日）には南庭に殯して発哭したが、この時に大津皇

子は皇太子を謀反けんとしたという。

大津皇子謀反事件について、日本書紀や万葉集は語るところが少なく、その詳細を知りえない。それゆえ、天武紀と持統紀の一見矛盾するかにみえる記事の解釈が問題になる。これについては、日本書紀編纂段階において、同一の史実を異なった日のもとに懸けたのではないかとの推測もなしう。天武紀と持統紀とは、用字法に大きな違いがあつて、編者が異なると考えられるからである<sup>①</sup>。しかしながら、天武紀・持統紀ともに天武天皇の崩御の日は一致しており、また大津皇子謀反についての記事も、共に独自のものであることから、編者の違いによる錯簡とも考えがたく、やはり天武紀と持統紀の記事は異なった史実に基づくものと考えてよい。万葉集卷二の一〇五・一〇六の題詞にみえるように、大津皇子が斎宮として伊勢に赴いていた姉の大来皇女のもとへ竊かに下つたのは、この九月二十四日と十月三日までの間であつたという推測も可能である<sup>②</sup>。しかしこの小論はそうしたことを詮索せんとするものではなく、殯庭で謀反が起こっていることに注目したのである。大津皇子が皇太子を謀反けんとしたというのは、具体的

にはどうした行為を指すのであろうか。謀反は律の用語であつて八虐の第一であり、国家を危くせんと謀る罪である<sup>③</sup>。国家とはあえて尊号を指斥せずに行った言葉であるから、実際には逆節を図らんとして君を蔑にする心あることをいい、さらにはそうした行為に及ぶことをも指すのであろう。勿論、天武天皇の崩御の時点において、近江令は存在したとしても律はなかつたから、皇太子を謀反けんとしたというその謀反という用語は、飛鳥浄御原律か大宝律によって日本書紀編者の用いたものであろう。だから皇太子を謀反けんとしたという表現の意味するところは、天武天皇の殯庭で大津皇子が皇太子である草壁皇子をなにか蔑にする行為をしたということであろう。その行為の具体的な内容が問題となるが、それを考える手掛りとして、この大津皇子謀反事件と共通の要素をもつ穴穂部皇子事件をみよう。

穴穂部皇子は欽明天皇と蘇我稻目の女である小姉君との間に生れており、泊瀬部皇子（崇峻天皇）とは同母兄弟、訳語田淳名倉太珠敷皇子（敏達天皇）や橘豊日皇子（用明天皇）らとは異母兄弟にあたる。敏達天皇の崩御の後はこの穴穂部皇子を焦点として複雑な政情が繰り広げられる。

敏達紀によれば、敏達天皇は敏達十四年（五八五）八月に大殿で崩御。広瀬に殯宮が起こされ、蘇我馬子大臣・物部弓削守屋大連・三輪君逆らによって誅しよぶとがなされた。その際、蘇我馬子と物部守屋はお互いの誅の無様なことを嘲笑しあつて反目するに至るが、三輪君逆が両者の対立を隼人をして防がしめた。この時「穴穂部皇子欲取天下てんか発憤称曰。何故事死王之庭弗事生王之所也。」という事態が起つた。これは、穴穂部皇子が「どうして死王（敏達天皇）にはかり仕えて、自分のもとに仕えないのか。」と三輪君逆を非難した言葉であるが、それは穴穂部皇子が物部守屋大連の勢力を頼みとして皇位を襲う意志を明言したものであり、殯庭での言挙げ一誅と考えてよい一としてなされたことが注意される。用明天皇即位の事情は詳らかではないが、敏達十四年九月に即位。翌年の用明元年（五八六）五月に穴穂部皇子が敏達天皇の皇后である炊屋姫を奸さんとして強いて殯宮に入らんとしたが、三輪君逆に阻止された。それを怨んだ穴穂部皇子は、大臣と大連に三輪君逆を讒言して、最後には、炊屋姫の別業である海石榴市宮に隠れていた三輪君逆を大連に殺害せしめたのである。用明二年四

月に至つて用明天皇崩御。六月には、蘇我馬子宿禰が炊屋姫を奉じて、佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣真嚙らに詔して、穴穂部皇子と、日頃から皇子と親しかった宅部皇子を殺害せしめた。七月には物部守屋大連が滅ぼされた。その際、用明朝の太子であつた押坂彥人大兄皇子も、物部守屋とともに横死<sup>⑤</sup>。八月には泊瀬部皇子が即位した。そして崇峻四年（五九二）四月に敏達天皇の亡骸はその母である欽明天皇皇后石姫の陵に合葬されて、敏達天皇の五年八ヶ月にわたる殯が終了。崇峻五年十一月に崇峻天皇は東漢直駒のために暗殺されて、十二月には敏達天皇の皇后炊屋姫が豊浦宮に即位したのである。

敏達天皇の殯宮における穴穂部皇子の言挙げが、亡き敏達天皇や敏達朝の太子であつたと推測される橘豊日皇子に對してきわめて不遜なものであることを思う時、大津皇子が天武天皇の殯庭で皇太子を謀反けんとしたというその行為の具体的な内容は、あるいは大津皇子の言辭一誅と考えてよい一の内容が不穏当なものであつたということかも知れない<sup>⑥</sup>。その誅は、優れた才能を持ち衆望をも集めていた大津皇子が、日頃の不満の一端を吐露したに過ぎなかつた

かもしれぬが、かねて、有力な皇位継承資格者である大津皇子を排除せんと考えていた草壁皇子らに、大津皇子逮捕に恰好の口実を与えたのである。大津皇子の悲劇はそうしたところ胚胎するのであろう。

先帝崩御の後、埋葬が終了するまでの間、すなわち殯もがりの行なわれている間は、大津皇子謀反事件や穴穂部皇子事件にみられるように、皇位継承をめぐる争いが起こりやすい時期であった。それは、先帝の崩御によって、ややもすれば皇位継承者と定められていた太子ひつぎのみこの地位が不安定なものとなり、皇権の所在が不明瞭となることに起因するものと思われる。そうした意味で、日本古代政治史の研究をすすめていく場合、この殯に関する考察が不可欠なものとなる。また殯を注視することによって、政治史理解のみならず古代史全般の理解に、新しい視野を広げることができるであろう。以上が、従来ほとんど取り上げられることのなかった殯について、考察を行なおうとする所以である。

- ① 小島敬之『上代日本文学と中国文学』第四章「日本書紀の文章」  
 ② 北山茂夫「持統天皇論」(同氏『日本古代政治史の研究』所収)、直木孝次郎『持統天皇』はともに、大津皇子が伊勢に下ったのは事件の

直前とする。『日本古代人名辞典』第二巻の大津皇子の項では、天武三年十月、大来皇女が伊勢斎王として伊勢に下向すると、大津皇子も竊に伊勢に下向し皇女に会ったらしいとする。しかし大津皇子の年齢を考えるとどうであろうか。

- ③ 「名例律」謀反条。  
 ④ 滝川政次郎『律令の研究』、坂本太郎『大化改新の研究』参照。青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代学』三ノ二)は近江令の存在を否定する。なお浄御原律の存在したことは、先の滝川氏の著書に詳らからであるが、他に坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」(同氏『日本古代史の基礎的研究 下』所収)がある。  
 ⑤ 山尾幸久「大化改新論序説(上)」(『思想』五二九号)。山尾氏は、押坂彦人大兄皇子が五八七年丁未に、蘇我臣馬子および炊屋姫の画策により、殺害されたであろうと推測されている。  
 ⑥ 「職制律」指斥乘輿条も参考になろう。

## 二 殯に関する従来の諸説

古事記・日本書紀(以下、記紀とする)にみえる殯の古訓は、モガリ・アガリであり、殯宮のそれはモガリノミヤ・アラキノミヤである。殯の語源については、本居宣長は仲哀紀九年二月丁未条の分註に「无火殯もがり。此謂・褒那之阿餓利。」とみえるところから喪アガリの意であろうとした<sup>①</sup>が、現在では宣長説は少し疑問視されていて、その語源は明らかでないとするのが妥当であろう。記紀や万葉集など

にみえる殯の内容を具体的に検討してみると、殯とは、人の死後埋葬するまでのあいだ遺体を小屋内に安置したり、

さらには仮埋葬して、遺族や近親のものが小屋に籠って諸儀礼を尽して奉仕するわが国古代において普遍的に行なわれた葬制である。その小屋を、古事記の天若日子の段、日本書紀の天孫降臨段の本文や第一の一書にみえるように、

喪屋もやといつた。殯の対象が天皇・皇后・皇子女である場合には特にモガリノミヤ・アラキノミヤといつたらしい。

「殯」の字義そのものは「人が死んで葬るまでの間、屍を棺に斂めて仮に安置しておくこと」である。殯は中国で行なわれた儀礼であり、『儀礼』卷十二の土葬礼によれば、士が死ぬと招魂儀礼たる復が行なわれる。その後に入棺準備がなされ、正殿の西階のほとりに掘られた肆と呼ぶ坎に仮埋葬されるが、これを殯と呼ぶ。そして約三ヶ月後に本葬が行なわれる。『儀礼』の記述によっても窺われるように、中国の殯は礼に基づくもので葬礼の一要素に過ぎないのに対して、わが国古代の殯は葬礼の主要素であり、殯の期間、殯宮(喪屋)の起こされる場所、殯宮での諸儀礼などについて、中国の殯と著しい違いがある。

『魏書』卷三十東夷伝倭人条(以下、『魏志倭人伝』とする)に次の記事がある。

其死有棺無槨。封土作冢。始死停喪十餘日。當時不食肉。喪主哭泣。他人就歌舞飲酒。已葬孝家詣水中澡浴。以如練沐。

停喪十余日の喪は柩を意味するから、葬るまでの十余日の間は、遺族達は肉を食べないといった物忌の生活を送り、他人はその家に赴いて歌舞飲酒する。そして埋葬が終ると遺族達は澡浴、即ち禊して身を清める。『魏志倭人伝』にみえる邪馬台国の習俗を倭国のそれとすることは問題があるが、邪馬台国の葬制には後にみる殯と共通する要素があり、殯の萌芽形態とみることができるとすれば、わが国にもともとモガリと称する固有の葬法があったといえよう。それは、中国南部から中部インド、メラネシア、ポリネシアなどに広く分布する複葬形式であるところから、あるいは中国において行なわれた殯と同じ起源を有するかもしれないが、少くとも三世紀の段階では、わが国のモガリと中国の殯は異なったものであった。邪馬台国にみられたモガリの萌芽形態は、その後長く一般庶人の葬法として続

いた。殯の影響が既に及んでいた七世紀初頭にあつても、『隋書倭国伝』によれば、貴人が三年間戸外において殯されたのにもかわらず、庶人は日を卜して埋葬されたに過ぎなかつた。大化二年（六四六）三月の大化薄葬令において、「凡王以下及至庶民不得營殯」と規定されていることから、大化以前にあつては、庶人も殯を営むことのあつたことが知られるが、それとても、せいぜい十余日ほどの殯であつたろう。しかし貴人を対象とする殯は、大陸や半島からの大規模な帰化人集団の渡来・定住によつて、彼らの葬礼たる殯の影響を次第に受けて、儀礼化し、長期に及ぶものになった。そしてモガリに殯の字が宛てられるようにさえなつたのである。私は後に詳述するように、和風諡号によつて、こうした殯の儀礼化の完成した時期を、安閑朝末年から宣化朝にかけての頃と考えている。勿論、殯の影響が及ぶ以前にあつても、天皇を対象とする殯は、庶人の場合に比し、盛大かつ長期に及んでいたであろう。それは応神・允恭・仁徳陵などの竪穴式石室をもつ大前方後円墳の構築過程を考えれば容易に推測しうるところである。殯の儀礼化とは、天皇・皇后・皇子女などを対象とする殯

が長期にわたる大規模なものとなるのは勿論のこと、殯宮儀礼として誅の奏上、和風諡号の猷呈などの行なわれることをいう。

それでは殯について従来どのような研究がなされているのであろうか。管見によれば、こうしたテーマに最も関係ある考古学からの研究は乏しいようである。それは、今一応議論を古墳時代に限定してみると、後にみるように、喪屋は葬地である古墳とかなり離れた地に起こされるのが普通であるから、殯の痕跡が容易に見出しえないところに起因するのだろう。若干の考古学的考察を試みよう。石室内に供献的な祭器が納められていたりすることがあるが、それは埋葬時の儀礼に関するものであつて殯と関係ないといえる。また墓前における焚火の風習や「封土の頂上や、前方後円墳の造り出しの部分や、堀の近くでも、儀礼的な行為が行なわれたこと」も推測されているが、これらも埋葬時や埋葬後の古墳での儀礼―祖先の霊を祀るのである―に際してのものであるから殯と関係ない。

埋葬の実際を具体的に考えていくと多くの問題にぶつかる。例えば文献によると殯には一年以上に及ぶ場合がある

けれども、その間、遺体はどのように扱われるのであろうか。神代紀天孫降臨段第一の一書には、天稚彦の妻子が天より降り来って、天稚彦を柩に納め、その柩を天上にもって上がり喪屋を作ったと見え、また神代紀寶剣出現段第五の一書に「被可<sup>キ</sup>以<sup>ヒ</sup>為<sup>ス</sup>顯見蒼青奥津棄戸將隊之具<sup>ウツアラヒトクサノツツクシノウツノツ</sup>。」とある。神話ではあるが、これはわが国古代の葬制を伝えていると考えうるから、実際、おそらく遺体は死後まもなく高野坡で作られた木棺に収められ、木棺にあるいは遺体そのものにも朱を塗って、<sup>⑤</sup>遺体の腐敗や木棺の腐蝕に備えた上で、木棺は喪屋内に安置されるかそこで仮埋葬され、種々の儀礼を受けて、最後に葬地に運ばれ埋葬されたのであろう。

木棺直葬あるは粘土槨の場合はそので問題はないが、石棺の場合は若干考察を要する。石棺の場合も、やはり遺骸をそのまま石棺に直接納めたのではなく、木棺のまま葬地に運ばれ、そこに予め營造しておいた、あるいは他所で營造し葬地まで運搬しておいた石棺の内に納めたのではなからうか。殯<sup>もがり</sup>が行なわれたことを考えると、腐敗した遺骸をそのまま直接石棺に納めたとは考えがたい。身体着装品が、もと体につけられていたと思われる場所から発見されるの

が普通だからである。木棺におさめ、その木棺ごと運搬して埋葬したと考えるのが最も妥当であろう。このように考えるのは、津堂城山古墳の雄大な組合式長持形石棺から、長さ二尺三寸三分、巾五寸四分、厚さ一寸の木片が発見され、木棺の破片であろうと推測されていることによる。<sup>⑥</sup>石棺内から木片の発見される例は少ないが、むしろこの津堂城山古墳のように、遺骸を木棺に納め、殯<sup>もがり</sup>を行なって、葬地に運び、最後に石棺内に納めて埋葬するのが普通だったのではないだろうか。また長持形石棺に遅れて家型石棺が出現するが、これも喪屋を模したものと考えることができよう。

『播磨国風土記』飾磨郡安相里条・賀毛郡玉野村条の記事は、洗骨葬を示しているとの解釈があるが、<sup>⑦</sup>あるいは殯に付すことによつて骨化した遺骸を二次的埋葬に付したとも考えうる。<sup>⑧</sup>また、一石室から十数体の骨が発見されることがある。<sup>⑨</sup>しかし殯が普遍的に行なわれたことを考慮すれば、こうした現象を追葬とのみ解釈することはできない。数ヶ所で殯に付されていた遺骸を、一石室に同時に埋葬したこともありうるからである。そうした場合、その古墳を

家族墓とのみ考えずに、村落の共同墓地的なものと考えられることも許されよう。村落構成員の一人が死亡すれば直ちに古墳を築造するのではなく、かなりの期間殯に付しておき、数体を一度に埋葬したことがあつたであろう。群集墳の性格を考える場合、こうした観点も必要である。古墳(弥生墳墓も含む)発掘に際して、わが国古代の葬制にあつては、殯もがりに付されることが普遍的であつたことを考慮すれば、もっと新しい知見をうることもできるのではなからうか。殯に関する研究が、考古学の分野からもっと突込んでなされることを期待したい。

殯に関する民俗学的な観点からの研究で代表的なものには、折口信夫の研究と折口説を豊富な民俗例で裏付けした和歌森太郎氏の研究がある。和歌森氏は次のように述べておられる。

こうしてモガリは、死者を感情の上では断定的に死んだものとは認めきれずに、死屍を安置した所、つまり喪屋で故人の遺族とか関係者が、当人がさながら生きていますが如くに接して、食事や歌舞を共にしたり、哭泣してよみがえりを切願したりする。それも連日連夜にわたってつまり通夜しておこなう。これがモガリである。<sup>⑨</sup>

この和歌森氏の研究で殯のなされる意図が全て尽されていよう。しかし私は「死者を感情の上では断定的に死んだものとは認めきれず……」という箇所が気になる。これは折口信夫も

元来、日本の古い信仰では、生と死の区別は、不明瞭なものであつた。人が死んでも、魂をよび戻せば生きかへる、と思つてゐた。そうして、どうしても魂がかへらぬとあきらめるまでは、略一年間かゝつた。<sup>⑩</sup>

と述べているところである。古代において魂呼びがなされたことは、若干時代が下る例であるが、本居宣長が『玉勝間』<sup>⑪</sup>十の巻で「野府記」を引き、万寿二年(二〇二五)八月六日の夜、陰陽師恆盛の行なつた魂呼びに注目しているし、現在の民俗語彙にも魂呼びがある。<sup>⑫</sup>だから折口説も納得しがたいものではない。しかし、殯がごく短期間だったらしい一般庶民の場合とはかくとして、『隋書倭国伝』では貴人クラスを対象とする場合殯が三年にも及び、また日本書紀には天皇・皇后・皇子女といった人々を対象とする場合、殯が一年以上にわたつた例がみえている。そうした場合も、やはり生死を確かめるのに、一年以上も要したので



あろうか。折口信夫の指摘を俟つまでもなく、古代にあっては死生観は現在と大きく異なっていたであろう。しかし現実には一年以上の間、生理的な死を確認できないということはありえない。一年といえばかなりながい期間である。わずかに数ヶ月の間にも腐敗が起こってくるであろう。それにもかかわらず、現実には長期間の殯が行なわれている。それも天皇を対象とした殯の場合である。それゆえ私は、折口・和歌森説を肯定しながらも、天皇を対象とする殯には他の要素が存すると考える。それが、小論において最後に触れる殯の期間における皇位継承の問題である。

殯については、以上にみた考古学的・民俗学的解釈と異なつたものがある。天皇・皇后の山陵造営には長年月を要するために、靈柩を仮に宮廷に埋めてその地に殯宮を起こしたとする解釈である。これも殯の一面を示したものであろうが、そうとばかりいえない例もある。仁徳天皇は生前に陵地を定めて陵を築かれたという伝承があり(仁徳紀六十七年条、蘇我蝦夷は己と子の入鹿のために雙墓を今来に予め造つている(皇極紀元年条)。このように生前から墓を造つておくいわゆる寿陵の例があることがまず注意される。そ

れに、天武天皇の殯は朱鳥元年(六八六)九月から持統二年(六八八)十一月まで続くが、その間にあって、大内陵の築造が開始されたのは持統元年十月のことである。殯の開始とともに大内陵が築造され始めたのではない。また持統太上天皇(崩御当時は太上天皇。以下、崩御当時の位で示す)は大室二年(七〇二)十二月二十三日に崩御。大宝三年十二月十七日飛鳥岡に火葬。同じく十二月二十六日に大内山陵に合葬された。『阿不幾山陵記』によれば、大内山陵内陣には天武天皇の遺骸「御骨首八普通ヨリスコ 其色赤黒也。御脛骨長一尺六寸。肘長一尺四寸。」と、持統太上天皇の骨壺らしい金銅桶が一つ床にあったといい、続日本紀に火葬に付したとみえる記事の正しいことが確かめられる。とすれば、持統太上天皇の崩御時においては、大内陵はすでに完成しているから、栗田説のごとくであれば、殯を経ず直ちに火葬に付した上で埋葬すればいいのに、実際は一年ほどの間、殯が行なわれている。これらの事実からすれば、山陵完成を待つ為にのみ殯が行なわれたのでもないのである。以上から、殯は一般には死者の甦りを願う十余日ほどの期間であつたものが、天皇などを対象とする場合には山陵造営の

必要から殯が長期化し、さらに殯の影響が及ぶに至って、殯宮儀礼が整えられ、それとともに複雑な政情が生れるようになったことが知られるであろう。

- ① 日本書紀の分註が本来のものであるか、後人によって加えられたものであるか、議論の別れるところである。書紀本来のものとするのは、太田善磨「日本書紀の分註に関する一考察」(『帝國学士院紀事』第五卷一号)、坂本太郎「日本書紀の分註について」(同氏「日本古代史の基礎的研究 上」所収)、上田正昭「日本書紀に関する基礎的考察」(同氏「日本古代国家論究」所収)などがあり、後人によって加えられたものとするのは、岩橋小弥太「日本書紀古註論」(同氏「上代史籍の研究」所収)である。しかし書紀にみえる分註が本来のものであることは、公式令集解詔書式条所引古記に「日本書紀卷第一云」としてみえる部分に分註があり、古記の引く書紀には分註が既に存在したことがわかる。古記の成立年代は岸俊男氏によって一応、天平十年正月と三月の間と推定されており——「班田圖と糸里制」(『魚澄先生古稀記念國史学論叢』所収)。なお古記の成立年代に関する諸説については、野村忠夫「令集解雜感」(『國史大系月報39』)に詳しい——書紀撰上が養老四年であったことを思えば、分註が書紀本来のものであることはほぼ確実であろう。
- ② 『古事記伝』卷十三。
- ③ 『時代別国語大辞典』「もがり」の項参照。
- ④ 近年にいたるまで忌屋とかモヤは残存していた。柳田国男監修『民俗学事典』参照。こうした忌屋あるいはモヤが古代における殯宮(喪屋)と何か関係ありそうなことは容易に推測しうるが、また一面において大きな差異もあることに注目しなければならない。それは殯宮(喪屋)

が埋葬以前の段階において営まれるのに対し、近世の忌屋あるいはモヤが埋葬後、墓地周辺で営まれることである。本文で後述するように、殯宮は火葬導入後は次第に営まれなくなり、陵墓の近傍に喪屋的建物を営む風が強くなる。この喪屋的建物は、平安朝に入って鳥辺野近くに営まれた霊屋(『榮華物語』)や、藤原道長の浄妙寺の如く、墓寺的な性格を持つに至ったのである。堅田修「藤原道長の浄妙寺について」(『撰関時代史の研究』)参照。だから、忌屋あるいはモヤは喪屋的建物の残存形態として理解されねばならない。

- ⑤ 『綜合日本民俗語彙』によれば、現在でもモガリという民俗語彙が存在する。例えば青森県津軽地方では、喪のある家の表口に二本の木を斜十字に組んで立ておく。これをモガリといっている。また茨城県では、二・三歳の小児を葬る時、四十九本の背竹を割って周囲に柵を結び、これをモガリと称している。また名称はわからないが、埼玉県南埼玉郡村岡村にも、子供の墓に限って、墓に十数本の竹を上方に束ね、下部を丸くひろげて墓の上に挿しておく風があるという。これらの民俗例は、殯が最初仮埋葬を意味するものだったのが喪屋のしるしとして、さらには喪屋にめぐらす垣を意味するようになり、ついには墓を鳥獸の害から守る施設をもさし示すようになったと思われる。用明紀元年五月条の穴穂部皇子が敏達天皇の殯宮に押し入ろうとした事件についての書紀の記述から、殯宮のまわりに垣や門がめぐらされていたことが知られる。なお、和歌森太郎「大化前代の喪葬制について」(『古墳とその時代』二)、柳田国男「葬制沿革史料」(定本『柳田国男集』第十五卷)参照。
- ⑥ 万葉集卷三に「大皇之 命恐 大荒坂乃 時尔波不有跡 雲隱座」(大君の 命恐み 大殯の 時にはあらねど 雲がくります)とみえる。アラキのアラは次の民俗語彙のアラと共通するのではないだろう

か(いずれも『綜合日本民俗語彙』による)。アラビミ(新忌)―佐渡で新仏があって、四十九日中に正月がくるときをいう。アラタナー新盆の家の精霊棚を近畿地方では一般にこういう。特に大きく丁寧につくる。アラド―長野県北安曇郡でこういうのは、新盆のアラポンに対する語で、その年に喪のあった家の年の夜のこと。アラビアケ―高知県幡多郡では、死者の家で忌の重いのは七日、軽いのは三日、豊商はまず三日間戸を閉し、これをアラビというが、その翌日はアラビアケ(荒火明け)といって、親族近隣を招き酒飯を供する風があった。これらの民俗語彙から、アラは人が死んでまだ間もない期間を指すことが知られるであろう。とすれば、荒城は殯と同じく喪屋にめぐらした垣あるいは柵の如き施設を意味するものではないだろうか。そして、天皇・皇后・皇子女・皇族等を対象とする場合には、アラキノミヤと称されたものと思われる。

⑦ 『説文解字』に、「殯。死在棺。將遷靈柩。資<sub>二</sub>遇<sub>一</sub>之。从<sub>二</sub>宀<sub>一</sub>資。資亦声。夏后資<sub>二</sub>旃<sub>一</sub>階。殷人殯<sub>二</sub>於<sub>一</sub>兩楹之間。周人殯<sub>二</sub>於<sub>一</sub>資階。」とみえてゐる。

⑧ 漢郊注『儀礼』。殯については『儀礼』以外にも『周礼』『礼記』を始めとして『孝経』などにもみえ、中国におけるごく古い頃からの葬礼であったことが窺える。

⑨ 『儀礼』によると、復者一人が屋根に昇って衣を振り、死者の名を三度呼ぶ。その衣を庭前に降ろし、篋に受けて、戸にかけるという。現在、わが国においても魂呼びの風習があるが、中国の復の影響を受けているかどうか断定しがたい。しかし私は、魂呼びも殯と同じくもともとわが国固有の風習でなかったかと考える。その根拠の一つは、『唐律疏議』によると「開元二十五年律」の賊盜律兇塚条は「凡<sub>レ</sub>兇塚者徒三年<sub>レ</sub>奏撤<sub>二</sub>即<sub>一</sub>坐。招魂而葬亦<sub>レ</sub>是」であるのに対し、養老賊盜律兇塚条は招

魂云々を服していることである(なおこの養老賊盜律兇塚条に殯がみえるが、この条は『唐律疏議』と同文であるから、わが国の殯の資料とはなしえない)。また天武紀十四年十一月丙寅条に天武天皇の不予に際して、招魂がなされたことがみえるが、これはミタマフリで遊離魂を身にふりつけるものであるから、死後すぐに行なわれる魂呼びとは異なる。このミタマフリはわが国固有のものであろう。

⑩ 『儀礼』土葬礼については、池田末利「古代支那に於ける死者儀礼の特色」(『日本人類学会、日本民族学協会第九回連合大会記事』)が詳しいことを知ったが(大林太良「葬制の起源」による)、直接見ることができなかった。

⑪ 黒神正治「上代死生観の研究―瘞と葬墓と―」(『神道宗教』復刊第十二号)において、中国の殯は、ただ、移歛より葬までの称に過ぎなかったことが指摘されている。

⑫ 停喪十余日の間は肉を食べないことに注意したい。養老神祇令散齋条に「凡<sub>レ</sub>散齋之内諸司理事如<sub>レ</sub>旧。不得<sub>レ</sub>弔<sub>二</sub>喪<sub>一</sub>問<sub>二</sub>病<sub>一</sub>食<sub>二</sub>食<sub>一</sub>。亦不<sub>レ</sub>判<sub>二</sub>刑<sub>一</sub>殺。不<sub>レ</sub>決<sub>二</sub>罰<sub>一</sub>罪人。不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>音樂<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>穢<sub>一</sub>惡<sub>二</sub>之<sub>一</sub>事。……」とみえ、散齋の間は食<sub>二</sub>食<sub>一</sub>を禁じているのに対して、復元された唐嗣令の開元七年令および二十五年令(仁井田陞『唐令拾遺』)による。以下同じ)でははば養老令と同文であるのに、食<sub>二</sub>食<sub>一</sub>のみ認められている。また養老名例律在散齋弔喪条には不<sub>レ</sub>食<sub>二</sub>食<sub>一</sub>とみえるのに、唐令ではこの部分のみがない。これは物忌に際して、日本では食を食べることが固く禁じられていたのに対して、中国ではそうでなかったらしい。おそらくこれは遊牧民族の影響下にあった中国文化の特色の一つであろう。

邪馬台国において、停喪十余日の間、肉を食べない風俗のあったことは、八世紀の社会と一致するわけで、興味深いことである。

⑬ 大林太良『葬制の起源』。

- ⑭ 斎藤忠『日本古墳の研究』。
- ⑮ 遺骸に朱を塗布して包みくるむなどの手段が殯の秘事として行なわれ、それは殯の期間の防腐剤としての効用を期待していたであろうとの推測が、小林行雄『古墳の話』小林行雄・近藤義郎『古墳の変遷』(『世界考古学大系日本Ⅱ』)で述べられている。
- ⑯ 梅原末治『河内国小山城山古墳調査報告』(『人類学雑誌』第三十五卷第八・九十号、第三十六卷第四・五・六・七号)。
- ⑰ 喜田貞吉『火葬と大塚 埴尻―洗骨―散骨の風俗』(『民族と歴史』第三卷七号)、『散骨と埋骨について』(『民族と歴史』第四卷一号)。
- ⑱ 縄文時代・弥生時代・古墳時代を通じて、二次的埋葬(複葬)が広く行なわれていたことは周知の事実である。殯も複葬形態であるから、本論において述べたように、殯の萌芽を古い時期に求めることは認められると思う。なお、古墳時代の二次葬については、森浩『葬法の変遷よりみた古墳の終末』(『末永先生古稀記念』古代学論叢)所収)参照。
- ⑲ その代表例が河内大塚古墳である。小林行雄・橋崎彰一『金山古墳および大塚古墳の調査』(『大阪府文化財調査報告書』第二輯)参照。
- ⑳ 和歌森太郎『大化前代の喪葬制について』(『古墳とその時代』二)。
- ㉑ 折口信夫『大嘗祭の本義』(『折口信夫全集』第三卷所収)。同様の見解は『歌の発生及びその万葉集における展開』(『折口信夫全集』第九卷所収)、『上代葬儀の精神』(『折口信夫全集』第二十卷所収)にもみえる。黒神正治『上代死生観の研究―殯と葬と―』(『神道宗教』復刊第十二号)は折口説の影響を受けている。
- ㉒ 『本居宣長全集』第一卷所収。
- ㉓ 『綜合日本民俗語彙』参照。
- ㉔ 栗田寛『葬儀故実』(『栗里先生雜著』卷十二)。同様の見解は、折口信夫『万葉集辞典』(『折口信夫全集』第六卷)、喜田貞吉『古墳墓

年代の研究』下の四(『歴史地理』第二十五卷五号)にもみえる。

㉕ 『古事類苑』帝王部二。

㉖ 持統紀六年六月甲申条に「賜直丁八人官位。美其造大内陵時勤而不怠懈。」とみえ、少くとも持統六年六月以前に大内陵が完成していることが窺える。

### 三 殯 宮

1 殯の期間と殯宮の場所 殯もがりに関する史料は、記紀を始めとして続日本紀、万葉集、令集解などに散見する。それに基づいて殯についての基礎的事実を検討しよう。殯に付されたと記録にみえるのは、天皇・太上天皇・皇后・皇子女・権臣などである。② 記録の詳細な天皇を対象とした場合を取りあげてみると、仲哀・反正・欽明・敏達・推古・舒明・孝徳・斉明・天智・天武・持統・文武の十二代が殯に付されている(日本書紀、続日本紀を参照)。

いま伝承的要素の濃厚な仲哀天皇と反正天皇を除いた十代について、殯についての基礎的事実を整理すると、第一表の如くなる。それによると、天皇を対象とする場合の殯の期間は、一年以内の場合と、敏達天皇の五年八ヶ月、舒明天皇の一年二ヶ月(一年十一ヶ月)、斉明天皇の五年三ヶ

文	持	天	天	齊	孝	舒	推	敏	欽	崩御年月
武	統	武	智	明	德	明	古	達	明	
慶雲4・6	大宝2・12	朱鳥1・9	天智10・12	齊明7・7	白雉5・10	舒明13・10	推古36・3	敏達14・8	欽明32・4	崩御場所
藤原宮	藤原宮	飛鳥浄御原宮	近江宮	朝倉宮	難波長柄豊碓宮	百濟宮	小墾田宮	宮? 詔田幸玉	磯城島金刺宮	殯宮を起した年月
慶雲4・6	大宝2・12	朱鳥1・9	天智10・12	齊明7・11	白雉5・10	舒明13・10	推古36・3	敏達14・8	欽明32・5	殯宮を起した場所
不明	西殿	南庭	新宮	飛鳥川原	南庭	宮北	南庭	広瀬	河内古市	埋葬年月
慶雲4・11	大宝3・12	持統2・11	不明	天智6・2	白雉5・12	(皇極2・9)12 (押坂陵)	推古36・9	崇峻4・4	欽明32・9	埋葬地
	大内陵 檜隈安古山	大内陵	不明	小市岡陵	大坂磯長陵	潜谷岡	竹田皇子陵	磯長陵	檜隈坂合陵	殯の期間
	1年	2年2ヶ月	不明	5年3ヶ月	2ヶ月	(1年11ヶ月)	6ヶ月	5年8ヶ月	4ヶ月	

第一表 殯史料の整理

は、欽明天皇の河内古市、敏達天皇の広瀬について若干問題あるが、<sup>③</sup>一般には崩御あつた宮の近傍―南庭が多い―に新しく起こされたようである。この事実よりすれば、殯宮の場所と埋葬地はかなり隔たることになる。例えば、推古天皇の場合は大和の飛鳥小墾田宮に崩御、河内磯長にあつた

月、天武天皇の二年三ヶ月などのように、かなりの長期にわたる場合とがある。実はこのように殯が長期にわたる場合は、後にふれるように、その後には複雑な政情が潜んでいて、むしろ例外的と考えられるので、一般には殯の間は一年以内であつたととしてよい。『隋書倭国伝』に「貴人三年殯於外」とみえるのは、若干その期間が長すぎるぐらいはあるけれど、足かけ三年と解せばほぼ当時の実情に近かつたのかもしれない。

口 殯宮の場所 天皇崩御の後まもなく起こされる殯宮

らしい竹田皇子陵に埋葬され、孝德天皇の場合は難波長柄豊碓宮に崩御、大坂磯長陵に埋葬されている。この二例の場合、殯宮と葬地は直線距離にして約一五〜二〇キロメートル隔っている。おそらく葬送には一日を費やしたのであろう。<sup>④</sup>例外的に殯宮と葬地が近接していたと考えられるものもある。一つは天智天皇の皇子である建王の場合で、他の一つは草壁皇子の場合である。建王、草壁皇子ともにその薨去の場所が不明であるが、建王は後飛鳥岡本宮、草壁皇子は鳥宮で薨去したと考えて大過ないだろう。建王は齊

明四年五月、八歳で薨じ今城谷上に殯が起こされたが、斉明紀五年十月条にみえる斉明天皇御歌と伝える歌よりすれば、建王の葬地は同じ今城<sup>⑤</sup>にあったようである。草壁皇子の場合、柿本朝臣人麿の日並皇子尊の殯宮での挽歌よりすれば、殯宮は真弓の岡とも佐田の岡とも呼ばれる地である。葬地は真弓であつたらしいから、<sup>⑥</sup>この場合も殯宮と葬地はごく近接している。文献資料から、殯宮と葬地が近接していることの知られるのはこの二例のみであるが、あるいは当時かなり普遍的に行なわれた例であるかもしれない。それは後にふれるように、火葬の形態にも、火葬地と納骨地が同一の場合とかなり隔たる場合の二形態があり、それがどうやら殯のこうした二形態に系譜をひくらしいと考えられるからである。

ハ 殯宮挽歌 挽歌は中国ではもともと柩を送る時にうたう歌の意であり、転じて開元七年令に、三品以上には挽歌六行三十六人、五品以上には四行十六人が与えられ、それぞれが白い練絹の破り物をつけ、白い単衣<sup>ひとぎぬ</sup>を着て、鐸<sup>た</sup>をつけて棺を引くとみえるところから、挽歌をうたう者をも指したと思われる。それに対して、わが国の万葉集に挽歌

としてみえるものは、卷二一―一四五の左註に「右件詞等雖不<sup>レ</sup>挽<sup>レ</sup>柩之時所<sup>⑦</sup>作准擬歌意。故以載<sup>二</sup>干挽哥類<sup>一</sup>焉。」とあるごとく、中国のそれとは異なり哀傷の意がある歌をさす。これらの挽歌のうちには、殯宮の時作れる歌と明記されたものがあつて、殯宮での儀礼に歌われたものと考えられる。しかしこの殯宮挽歌については、殯宮で歌われたものではないとする吉永登氏の説がある。<sup>⑧</sup>吉永説は、文武四年（七〇〇）四月四日に薨じた明日香皇女の木廬<sup>きのゑ</sup>の殯宮の時、柿本朝臣人麿が作った歌一首と短歌二首（卷二一―一九六―一九八）から引き出された結論である。いま所要の箇所をひく。

飛鳥の 明日香の河の上つ瀬に 石橋渡し 下つ瀬に 打橋渡す……うつそみと 思ひし時 春べは 花折りかざし  
 秋立てば 黄葉かざし 敷梯の 袖たづさはり 鏡なす 見れども飽かず 望月の いやめづらしみ 思ほしし 君と時々 幸して 遊び給ひし 御食向<sup>みけむかひ</sup>ふ 城上<sup>きのうへ</sup>の宮を 常宮と定め給ひて あぢさはふ 目言も絶えぬ……そこ故に せむすべ知れや 音のみも 名のみも絶えず 天地の いや遠長く 偲ひ行かむ み名に懸かせる 明日香河 万代までに 愛しきやし わご大王の 形見かこそ

短歌二首

明日香川 しがらみ渡し 雲かませば 流るる水も のど

にかあらまし

明日香川 明日だに見むと 思へやも わご王の 御名忘れ  
せぬ

吉永説の大略はほぼ次の通りである。「形見かここを」という表現について、諸説いずれも此処もしくは飛鳥川と解しており、作者の位置が飛鳥川のほとりであったか、もしよまれたとするならばその場所が飛鳥川のほとりであった。木甍は人麿の高市皇子の殯宮挽歌にもみえる城上と同一で、それは通説のように奈良県北葛城郡広陵町馬見に求めるべきであり、高市皇子の墓は馬見付近にあった三立岡であるから、「形見かここを」という表現である以上、明日香皇女の挽歌は木甍の殯宮でよまれたものではないとする。

しかし私は殯宮挽歌である以上、殯宮儀礼の一として作られ、歌われたものであり、吉永説は成立しがたいと考える。その根拠を示そう。先にもみたように、殯宮は宮の近傍に起こされるのが普通であるから、木甍も藤原宮に近接した地に求めるのが至当である。そうすれば、かつて折口信夫によって説かれたように、木甍は飛鳥の木部の地ではなからうか。木甍・城上の甍・上が乙類であるのに対して、

部は甲類であるが、明治初年の地租改正にともなう地籍図作成の際、キベの呼称をたよりに木部と記入されたに過ぎないから、音韻の違いは問題にならない。この木部の地は、藤原京の東京極たる中ノ道と、劍池をへて山田寺に至る「山田道」が交叉するあたりで、小墾田宮や小墾田兵庫が付近にあったと推定される地でもある。万葉集の卷十三一三三二四に「：城上の道ゆ つのさはふ 石村を見つつ 神葬り 葬り奉れば：」とあり、城上道をへて磐余に至るといふから、木甍・城上を奈良県北葛城郡広陵町に求めることは不可能であり、木部の地こそが木甍・城上に適当なことが知られよう。また人麿が高市皇子の殯宮で作った挽歌の一節に「：言さへく 百済の原ゆ 神葬り 葬りいまして 麻裳よし 城上の宮を 常宮と 高くまつりて 神ながら鎮まりましぬ：」とみえる。この百済原は通説となっている大和国広瀬郡の百済ではなくて、藤原宮の東一帯の地であるから、この挽歌は、香具山の西北の麓にあった高市皇子の香具山宮から百済原を南下し、飛鳥川にほど近い木部まで、高市皇子の柩を運んで、そこで殯を行なったと解釈できる。城上で殯が行なわれた高市皇子の葬地は延喜諸陵式

にみえる三立岡であろうから、殯終了とともに、飛鳥の西北方、馬見古墳群のある三立岡に葬られたのである。以上の根拠により、吉永説は根拠を失なうであろう。

殯宮挽歌として万葉集にみえるのは、日並皇子・明日香皇女・高市皇子尊の場合のものであるが、やはり殯宮挽歌は殯庭で、あるいは殯宮での公的儀礼の一として作られ、歌われて、死者の霊を慰めんとしたものであろう。「宮廷詩人」人麿が作歌しているのもそうしたところに起因すると思われる。それに対して、天智天皇の皇后倭媛の歌は明らかに殯宮に籠って奉仕していた時の作である。死者に奉仕するのが女性の肉親の役割であったらしいことから、殯宮内での私的儀礼の一として「女の挽歌」が生まれ、鎮魂の意味をもったのであろう。殯に関係あるかと思われる挽歌の作者に、宮廷詩人を除けば女性によって作られているものが多いのも、そうしたところに起因するのかもしれない。私的儀礼としての殯宮挽歌は死者に対する個人的な追慕の色彩が濃厚であり、著しく雄大かつ叙事詩的で、殯庭で、あるいは殯宮での公的な恟哭儀礼に作られ歌われた人麿挽歌ときわだった対照をみせている。万葉集に挽歌とし

てみえるものの中には、柩を送りながら公的儀礼の一としてうたわれた文字通りの挽歌や、埋葬の際の公的儀礼の一としてうたわれたものもある。それらはいずれも死者の魂を慰め鎮める為に、作り歌われたものであった。

二 殯宮奉仕者―土師氏と遊部 殯宮が起こされると、殯宮では種々の儀礼が行なわれる。その殯宮を掌どったのは土師氏である。土師氏が伝統的に天皇及び皇室の喪葬を掌どった氏族であることは、垂仁紀三十二年条に「是土部連等主天皇喪葬之縁也。」とみえることや、皇陵の近傍に土師氏の本貫があることから推測しうる。土師氏が天皇及び皇室の喪葬にたずさわったというその具体的な内容は、以下に示す史料から窺えるように、殯宮供奉ということが主であっただろう。推古十一年二月に、征新羅大將軍であった来目皇子の薨去に際し、周防娑婆に殯され、土師連猪手が直ちに遣わされて殯事を掌った(推古紀十一年二月条)。皇極二年九月、吉備嶋皇祖母命が薨じたが、詔あって土師娑婆連猪手に喪を視しめている。これも殯宮供奉と同義であろう(皇極紀二年九月条)。白雉五年十月、難波長柄豊碯宮の南庭に起こされた孝徳天皇の殯宮には、小山上百舌鳥土師連



土徳が奉仕している（孝徳紀白雉五年十月冬。これらの例から、土師氏が殯宮を掌る職掌を有していたことが知られる。<sup>⑦</sup> 律令制下においても、玄蕃寮諸陵司に土部十人がいて凶礼を賛相することを掌っているが、これはかつて土師氏が殯宮供奉をなした伝統を継承しているであろう。土師氏の職掌については山陵造宮のみを考えがちだが、殯宮供奉・葬送奉仕・山陵管理といったことこそその主たる職掌であつたと考えることができるだろう。

すでに推古朝ごろから、土師氏は伝統的な天皇及び皇室の喪葬に奉仕する職掌をはなれて、外交・軍事などの方面に進出していったことが指摘されている。<sup>⑧</sup> そうした傾向は、大化二年三月のいわゆる大化薄葬令によって、王以下庶民に至るまで殯を営むことが禁じられ皇子子女以上のものしか殯を営めなくなったことや、八世紀初頭における火葬採用とともに従来の殯が急速に行なわれなくなったことから、一層著しくなつたと思われる。持統太上天皇の喪儀における作殯宮司には三品穗積親王以下五名が、文武天皇の喪儀には二品志紀親王以下五名が殯宮の事に供奉して、土師氏は造御電司・造山陵司に任じられているに過ぎない。

おそらくこれは官司制が次第に發達するにもなつて、土師氏の伝統的な殯宮供奉の職掌にも、土師氏以外の官人が任じられるようになった結果であろう。

土師氏以外に、殯宮に供奉したと考えられるのは遊部である。<sup>⑨</sup> 養老喪葬令葬送具条によれば、遊部は別式によって給されるのであるが、遊部が大宝令にもみえていたことは、同条所引の古記によって知られる。古記は遊部について詳細にふれている。それによれば、遊部は大倭国高市郡にいて、生目天皇（垂仁天皇）の庶子であつた円目王とその妻伊賀比自氣和氣の女所生の苗裔である。天皇崩御に際して、この伊賀比自氣和氣の氏人から、刀を負い戈を持つ禰義と酒食を持ち刀を負う余比の二人が選ばれて殯宮に供奉する。禰義らは殯宮で呪言を唱えるのであるが、その辞はたやすく人に知らしめるものでない。長谷天皇（雄略天皇）崩御の際、比自氣和氣を追い払い、七日七夜御食を奉らなかつたので、天皇の魂は荒びたもうた。それで、比自氣和氣の氏人を求めたが見つからず、最後に円目王の妻を召して問うたところ、「比自氣和氣の氏人は全て滅び、自分一人残っているに過ぎないが、女の身で兵を負って供奉するのは

耐えがたいので、殯宮供奉の職掌を夫である円目王にゆだねたい。」と答えた。そこで円目王が妻に代って供奉したところ、長谷天皇の魂は和平したもうた。その時、今後は「手足毛成八束毛遊」と詔あり、それで遊部君と名付けられたという。

この伝承自体、いろいろな矛盾にみちた要素をもっている。しかし古記が何らかの記録に基づいていることは「手足毛成八束毛遊」といった古記の地の文と全く違う文章が引かれていることから知られ、全く根拠のない伝承とも思われない。少くとも次の推定が可能であろう。この伝承が成文化された頃は、すでに遊部の名の由来や、その職掌の内容が不分明になりつつあったこと、禰義・余比はいずれも武器をもっていることから死魂の荒ぶことを防ぐのが目的であったこと、遊部は殯宮において酒食を奉仕するものであることなどが知られる。この伝承から、土師氏が殯宮奉仕者を監督する立場であるのに対して、遊部は直接遺骸にふれるといった職掌を有していたことが窺える。

遊部の住んだ大倭国高市郡とは現在の樞原市四分町とするのが通説である。もしそうならば、復元された藤原宮の

西南隅と飛鳥川を隔てて接する場所である。この事実も、遊部が「倭京」時代からこの「藤井が原」に居住していたとするよりも、藤原宮造営とともに、強制的に移住せしめられたと解するのがより正しいだろう。遊部は、天皇及び皇室の殯宮供奉にあたるという特殊な職掌をもつゆえに、厳しい隸属下にあったのであろう。宮の近傍に、そうした隸属民が存在したことは興味深い。

ホ 殯宮奉仕者「女の挽歌」 天皇崩御の後、殯宮が新たに起こされるが、土師氏や遊部以外に、殯宮に奉仕する人々を推測してみよう。記紀にみえる天若日子の伝承によれば、天若日子の死んだ時、その父である天津国玉神とその妻子とが喪屋を作ったとみえるが、喪屋に籠ったのが誰であるか不明である。確実な史料によれば、殯宮に籠ったのは女性のみであったらしい。すなわち、敏達天皇の殯の間、殯宮に籠っていたのは、用明紀元年五月条にみえるように、敏達天皇々后炊屋姫であった。また万葉集卷二に近江大津宮御宇天皇代の挽歌としてみえるものは、天智天皇の殯宮で作られたものであるが、それらの歌の作者としては、倭太后・額田王・舍人吉年・石川夫人などがみえ、すべて女

性である。また、天武天皇の殯の間、殯庭・殯宮において多くの儀礼がなされるが、常に皇太子草壁皇子が公卿百寮人等の先頭に立って殯宮に適<sup>あつ</sup>でていて、鷗野皇后の姿が全くみえない。天武天皇の殯宮において作られたと考えられる鷗野皇后の挽歌が、万葉集(巻二―一五九―一六〇)にみえているところから、天武天皇の殯宮に鷗野皇后が籠っていたために、書紀に姿がみえないと推測される。草壁皇子は喪主として公的な殯宮供奉にたずさわってはいるが、殯宮には籠っていない。

これらの事実から、天皇の殯宮に籠るのは、妻の皇后・母の皇太后・皇女・妃・夫人・嬪・従女たちなどであり、皇太子を始めとする皇子たちは喪主として喪葬儀礼に加わり、殯宮に適<sup>あつ</sup>ではするが、殯宮に籠ることはなかったことが窺えるだろう。これらの女性が殯宮に籠り、土師氏や遊部が儀礼を行ない、殯宮の外を舍人等が宿衛して固めたのである。また、殯の対象が女帝である場合、その殯宮に籠るのは、やはりその姉妹・皇女・姪であつたらう。女帝の例が限られているので余り確実なこととはいえないが、斉明天皇の殯の間、中大兄皇子が皇太子として称制している

事実から、そのように推測される。天皇の殯宮に籠るのが皇后を始めとして肉親の女性たちであつたらしいという事実は「女の挽歌」を生み出した原因であり、また、女帝即位を考える上で大きな意味を持つのであるが、それについては後でふれることがあるだろう。

① 殯については喪葬令集解の遣使弔条・給殯<sup>給</sup>殯<sup>給</sup>調度条・葬送具条などにみえる。給殯<sup>給</sup>殯<sup>給</sup>調度条は「凡官人從征行。及使人所在身喪。皆給<sup>給</sup>殯<sup>給</sup>調度。」で、大宝令においても「皆給<sup>給</sup>殯<sup>給</sup>調度。」とあつたことが古記によって復元しうる。しかしこの給殯<sup>給</sup>殯<sup>給</sup>調度条全体が唐令に依つており、殯<sup>給</sup>調度という用語も殯<sup>給</sup>に関係なく、単に埋葬に際する調度といった意味に過ぎない。葬送具条所引古記には遊部について注目すべき記事があり、それに関しては本文において後述する。問題は遣使弔条である。令文は「凡京官三位以上。遣<sup>遣</sup>祖父母父母及妻喪。四位遣<sup>遣</sup>父母喪。五位以上身喪。並奏聞。遣<sup>遣</sup>使弔。殯<sup>給</sup>之事。並從<sup>並</sup>別式。」で、「京官三位以上」「五位以上身喪」「殯<sup>給</sup>之事」の部分は大宝令にも存在した。

ところで「殯<sup>給</sup>之事」については、義解・釈説・古記が以下のように主張している。「謂。斂<sup>斂</sup>於戸内。殯<sup>給</sup>於客位是」(義解)、「釈云。殯<sup>給</sup>之事。孝経。始死<sup>始</sup>於牀下。浴<sup>浴</sup>於中厨。飯<sup>飯</sup>於牀下。斂<sup>斂</sup>於戸内。殯<sup>給</sup>於客位。祖<sup>祖</sup>奠於庭。又云。礼<sup>礼</sup>為<sup>為</sup>死制<sup>制</sup>。櫛<sup>櫛</sup>。々周<sup>周</sup>於於衣。殯<sup>給</sup>之事。謂<sup>謂</sup>櫛<sup>櫛</sup>衣<sup>衣</sup>事是。孝経。浴<sup>浴</sup>於中厨。飯<sup>飯</sup>於牀下。斂<sup>斂</sup>於戸内。殯<sup>給</sup>於客位。又云。礼<sup>礼</sup>為<sup>為</sup>死制<sup>制</sup>。櫛<sup>櫛</sup>。々周<sup>周</sup>於於衣。々周<sup>周</sup>於於衣。衣即斂<sup>斂</sup>衣。袞被也。拳<sup>拳</sup>。屍内之櫛<sup>櫛</sup>也。」(釈説、古記ともに、引用された孝経の文章がどこまでであるかが問題になる。

孝経には「今文孝経」と「古文孝経」があり、今文は十八章で鄭玄が注し、古文は二十二章で孔安国の注がある。上にみた釈説・古記の引く孝経は全て古文孝経の孔安国の注によっている。すなわち喪親章第二十二に「礼為死制稱。々周於棺。々周於衣。々周於身。衣即效衣。衾被也。葬屍内之棺槨也。」「始死於柩下。浴於中厨。飯於柩下。效於戸内。殯於客位。祖。奠於庭。送葬於墓。」と孔安国の注がみえている。それで、釈説および古記はこの孔安国の注を二つあわせ、「殯效之罪」の注としたのであり、わが国の殯とは関係のないものであることが知られる。なお古文孝経は『仁治本古文孝経』（貴重図書影本刊行会 便利堂刊 昭和十四年）によった。

② 本文でふれた仲哀・反正・欽明・敏達・推古・舒明・孝徳・斉明・天智・文武・持統・文武の十二代、それに建王・草壁皇子以外には、吉備嶋皇祖母命（皇極紀二年九月条）・藤原内大臣（天智紀八年十月条・藤氏家伝）・舎人王（天武紀九年七月条）・明日香皇女（万葉集卷二）・高市皇子（万葉集卷二）が殯に付された記録にみえている。

③ 欽明天皇の場合、崩御の場所が磯城島金刺宮、葬地が檜隈坂合陵といずれも大和の飛鳥（河内の安宿ではない）に接する地域であるのに、殯宮のみが河内古市に起こされているのは、なんとしても理解しがたい。あるいは「西琳寺縁起」に、文氏が欽明天皇の為に西琳寺を建てたとみえるから、欽明天皇が河内古市地方と密接な関係を有していたことに関係あるのかもしれない。

敏達天皇の殯宮が起こされた広瀬は一般には大和国広瀬郡に求められているが、河内に求むべきかと思われる。崇峻即位前紀に広瀬勾原がみえ、これは明らかに河内であり、いままも石川の流域ぞいに、羽曳野市広瀬がある。敏達天皇は最初、百濟大井宮を造られたが、この百濟大井宮は『河内志』『日本書紀通証』にみえる如く、和名抄の河

内国錦郡百濟郷で今の大阪府河内長野市大井の地とすべきであろう。以上の推論に基づくと、殯宮の起こされた広瀬と百濟大井宮、それに大阪府南河内郡太子町太子具広にある敏達陵はともに近距離になる。百濟大井宮から訳語田幸玉宮に遷った理由については、書紀に記されていない。それで敏達朝末年まで百濟大井宮が離宮的なものとして存続していた可能性もあるし、また敏達天皇の崩御の場所が訳語田幸玉宮であったと明記されているのではない。それで、もし何らかの事情で崩御されたのが百濟大井宮であったとすれば、広瀬に殯宮が起こされたことも、理解しやすくなる。

④ 飛鳥地方から河内磯長に至るには、穴虫峠越え（阿尾越え）、岩屋峠越え、竹之内峠越えなどがある。このうち岩屋峠越えは二上山の雄岳と雌岳の撓を越える急峻な山道で、余り利用されたとは考えられない。竹之内峠越えと迂回路であるが最も歩きやすい穴虫峠越えが一般に利用されたのであろう。

奈良県北葛城郡当麻町にある式内大社、長尾神社から、竹之内峠を越え、大阪府南河内郡太子町山田に至るには、実地踏査の結果、二時間余りであった。それで小墾田宮から竹之内峠あるいは穴虫峠を越え磯長に至るには半日あれば十分である。ゆるやかに進む葬列であれば、一日を費やしたかもしれない。

⑤ 今城については、奈良県吉野郡大淀町今木説と、齊明陵付近とする説がある。

⑥ 統日本紀の天平勝宝七年十月丙午条に真弓山陵、天平神護元年十月癸酉条に檀山陵とみえ、延喜諸陵式に真弓丘陵とみえている。現在、佐田岡真弓御陵は、奈良県高市郡高取町森字森谷の牛頭天王社の西の小山に比定されていて、諸説これに従っている。しかし明治七、八年頃、この地が御陵地に比定され、もと円墳上にあつた牛頭天王社が現

社地に遷されたというから（『高取町史』）、現在の岡宮天皇陵の地から真弓・佐田岡を求めることは困難である。しかしこの近辺であったことは、岡宮天皇陵に立つと実感できる。

⑦ 『唐令拾遺』喪葬令第三十二。

⑧ 吉永登「猷皇挽歌は殯宮で歌われたものでない」（同氏『万葉学と歴史のあいだ』所収）。

⑨ 折口信夫『万葉集辭典』（『折口信夫全集』第六卷）。

⑩ 『藤原宮』（奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書）第二十五冊）に掲載の藤原京京城想定図を参照。

⑪ 磐余は通説のごとく、香久山の北東、旧安倍村一帯と考える。磐余の地を敵傍山西北にまで広がる広大な地域とする解釈もある。北島諒江『万葉集大和地誌』参照。

⑫ かつて田村吉永氏は「文武紀にみゆる賀久山陵について」（『大和志』三巻四号）という論文で、続日本紀の文武天皇四年八月戊申条に「宇尼備賀久山成会山陵及吉野宮辺樹木無故彫枯。」とみえる賀久山陵とは高市皇子の御墓であると主張された。その論拠の1は、柿本朝臣人麿が高市皇子の殯宮において作った挽歌の百済の原とは、藤原宮朝堂院のあたりに東百済・西百済の小字があることから（『藤原宮』所載の藤原京周辺小字名図参照）。藤原宮に近接した所であろうと推定し、高市皇子の御墓は延喜諸陵式にみえる広瀬郡三立岡の地ではなく、香久山周辺にあったとし、それが賀久山陵であると結論された。この田村説に対して、喜田貞吉「文武天皇紀にみゆる賀久山陵について」（『大和志』三巻六号）、足立康「高市皇子御墓に関する新説について」（『大和志』三巻六号）の反論が出され、結局、田村説は新しい解釈を提示することとなったが、田村説の百済原の解釈は再検討の価値がある。確かに、高市皇子の陵は広瀬郡三立岡にありとの延喜

諸陵式の記載を揺がすことはできないが、百済の原については田村説が正しいと考える。次に述べる一解釈は、最近奈良県教育委員会によって行なわれた藤原宮緊急発掘調査に関係した私の個人的見解である。藤原宮朝堂院の存在する一郭の坪名に東百済・西百済が存在することは田村氏が既に説かれたところであるが、その他、現在も藤原宮城内に百済川という小河川が存在することを付け加えられよう。

百済川のほとりに作られた舒明天皇の百済宮は通説では北葛城郡広陵町百済の地に求められているが、そうすると継体朝末年から平城遷都までのあいだ、大和に宮が営まれる場合は必ず飛鳥地方かその周辺であったのに、百済宮のみが平野中央部に離れることになる。舒明天皇は八年六月に岡本宮火災のため田中宮に移り、十二年四月、伊豫への行幸のあと、鹿坂宮において、十月には百済宮に遷っている。この岡本宮・田中宮・鹿坂宮がいずれも飛鳥地方にあり、それも互いに近接していることは、百済宮も飛鳥地方を遠く離れないのではないかと考えられる。

万葉集に、大伴坂上郎女・大伴家持の、竹田庄についての歌がみえる。この竹田庄は現在樺原市東竹田町の地であり、耳成山の東で、中ッ道に沿った所である。この竹田庄の地にあったのが大伴氏の百済の家である。壬申紀によると、大伴連吹負は武器を百済の家で繕い、百済の家の南門から出て、飛鳥寺の北路より飛鳥寺の西にあった營を襲っている。この記載内容によって、百済の家が飛鳥寺より余り遠く隔っていないことが知られる。また中ッ道が飛鳥寺の西門を通り橋寺の東門に至っている（『藤原宮』参照）。ことから、吹負は百済の家から中ッ道を真直ぐ南下し飛鳥寺の西の營に至ったと推定できる。以上のことから、百済という地がのち藤原宮の造営された付近一帯をさすことが知られよう。だから百済の原は耳成山の東麓から香山の西南麓

まで広がって、藤井が原の東に接する地ではなかったであろうか。

藤原宮の東に、嘉元ごろまでタケチ川と称する大きな川が存在していた(『藤原宮』参照)。そしてそれが舒明紀にみえる百済川と関係あるらしい。現在、百済川という小河川が存在するのも、古の百済川の支流とみることが出来る。舒明紀十一年七月条に「今年造作大宮及大寺。則以百済川側為宮庭。是以西民造富東民作寺。便以書直原為工匠。」十二月条に「是月於百済川側建九重塔。」とみえ、百済川のほとりに大宮と大寺が造られたことが知られる。ところで、百済大寺・高市大寺・大官大寺の建立には、多くの問題がある。「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、舒明天皇十一年春二月に、百済川の側に子部社を切りはらって九重塔を建て、百済大寺と号していたが、この時、子部社の神が怨んで失火し、九重塔ならびに金堂の石動尾が焼けた。その後、再建がすすめられたが、天武天皇の二年に至って、造寺司として小紫冠御野王、小錦下紀臣阿多麻呂の二人が任せられ、寺地も百済地から高市地に移され、天武天皇六年丁丑年九月に高市大寺を改めて大官大寺と号するようになったという。

この大安寺伽藍縁起には、百済大寺がどこにあったか記されていない。『扶桑略記』は舒明十一年条に「始造大宮十市郡百済河側相土振勝地。移熊瀨精舍。建百済大寺。」としているから、十市郡の百済河の側に、大宮とともに百済大寺が建てられたかのように記載している。そして大官大寺は百済大寺を高市郡夜倍村に移したものとす。『三代実録』元慶四年十月二十日条にも同様の記事がある。この高市郡夜倍村の地は現在の大官大寺跡であることはほぼ間違いないが、百済大寺を通説のように北葛城郡広陵町百済とすれば、旧郡名では広瀬郡であり十市郡ではない。先に述べたように、百済の原を耳成山の東麓から香具山西南麓に求めると、この地は十市郡に属する。子部社に属

する伝承は、雷火によって焼亡したことを潤色したものであろう。この子部社を、橿原市飯高町にある式内大社子部神社に求めるよりも、『日本霊異記』上巻第一の説話に、小子部、栖軽が豊浦寺と飯岡の間に落ちた雷神をとらえ、その雷神の落ちたと同じ所に墓を作られたとみえるから、そこにも子部社が存在していた可能性がある。

以上述べたところによって、百済川百済大寺を藤原宮近傍に求めることも可能となってくるであろう。これに関して思い出されるのは、戦前、古文化研究所の手によって藤原宮址伝説地高殿の調査がなされた際に、藤原宮時代よりも約半世紀前の遺構・遺物が発見されており、今度の調査でも、藤原宮より若干古く時期の遺物の出土をみた。醍醐寺跡・膳夫寺跡と称されている寺院跡などともに、再検討されていくべきであろう。

通説でいわれる百済の地には、現在、鎌倉期の三重塔一基がある。しかしそれ以前についての百済寺の歴史については未詳である。室町時代にできたとおもわれる「百済一庄内屋敷田畠差図」(西岡虎之助「荘園史の研究」所収、「中世における条里制にもとづく荘園」参照。)には百済寺がみえているが、『平安遺文』に百済寺はみえない。現段階では、百済大宮・百済大寺を北葛城郡広陵町百済に比定することは困難で、先に示した解釈も可能であろう。

高市皇子の葬むられた三立岡については、天平二十年二月十一日の「弘福寺三綱牒」(『大日本古文书』三ノ四六)に御立路とみえるのが、三立岡に至る路の意であろう。また成相木本は大和国広瀬郡にあった押坂彦人大兄の成相墓に近接することを示している。この弘福寺三綱牒を参照したらしい「大和国弘福寺牒」(『平安遺文』四四四号)、「大和弘福寺牒案」(同 四七三号)、「大和国弘福寺三綱等解」(同 八三三号)、「大和国弘福寺牒」(同 一〇八九号)に木戸がみえる。従来、

この史料は注意されていないが、百濟の原を通説のごとく解する根拠ともなりうるので一言しておく。木戸がキドであるなら通説は成立しない。もしキノヘと呼んだとすれば、庵・上・戸はいずれも乙類で問題ない。ただ、木戸が天平二十年段階には見えず平安時代に入って始めてみえることが疑問である。木戸はその坪付によりほぼ広瀬郡二十一条五・六里、もしくは二十二条四里の呼称である。それは、北葛城郡広陵町新田の付近で、木庵を広陵町大塚(旧馬見村大塚)とする通説の地に近くなる。そうすると、「言さへく……鎮まりましぬ」の長歌は、香具山宮から、通説の百濟を通過して新田付近に至ることになる。しかし横大路の存在(『藤原宮』参照)を考えれば、通説の百濟を通過するのは、非常な迂回路となり、疑問が多い。以上のことから、やはり木庵・城上をこの木戸に求めることは、不可能だと考える。

⑬ 明日香皇女が葬られたのは、葛蒲池古墳ではないだろうか。葛蒲池古墳は、天武・持統合葬陵たる大内陵に近い橿原市五条野町にある円墳で、石室内には凝灰岩からなる刳抜式家型石棺が二個安置され、両石棺ともに内面に乾漆を貼りつけてあることで知られている。上田三平『葛蒲池古墳』(『奈良県に於ける指定史蹟第一冊』、小島俊次『奈良県の考古学』参照)。

大内陵は藤原京の中軸線、すなわち朱雀大路の延長線上にあり、また葛蒲池古墳もほぼこの線上にあることから(『藤原宮』参照)、葛蒲池古墳造営は計画的になされていること、また被葬者の身分の高いことも推定される。さらに大内陵と近接していることから、被葬者が天武・持統と血縁関係のあることも考えられよう。

葛蒲池古墳は、聖徳太子墓・阿武山古墳・天武陵・牽牛子塚などと同じく夾紵棺を有すること、飛鳥奈良時代の仏器と著しい類似を示す銅鏡を出土していることなどから、六四〇〜六六〇年ごろと考えら

れている。坪井清足『墓制の変貌』(『世界考古学大系』4)参照。しかし葛蒲池古墳築造の年代を七世紀末から八世紀初頭にまで下げることは不可能であろうか。藤原宮趾出土土器の編年によれば、従来の後期古墳の年代をもう少し考え直す必要がある、葛蒲池古墳も、七世紀末としてさして不自然でない。(藤原宮発掘調査員の猪熊兼勝・石丸洋両氏の御教示による)。後期古墳の須恵器の編年については古代学研究会昭和四十四年大会で猪熊・石丸両氏が発表された。

葛蒲池古墳の石室にある二つの石棺は、家型石棺として他に類のない形式である。しかしこの二棺は細部において目立った相違があり、「それは同時に二棺を作った際の気まぐれではなく、後日最初の棺に似せて第二の棺を作った時の改良意識の発露」と考えられている。小林行雄・橋崎彰一『金山古墳および大塚古墳の調査』第三章「横穴式石室における合葬」(小林行雄氏の考察)参照。やはり追葬で、被葬者は夫婦と考えるのが妥当であろう。とすれば、文武四年(七〇〇)四月に薨じた明日香皇女と、慶雲二年(七〇五)五月に薨じた明日香皇女の夫君と考えられる忍壁親王を被葬者とするのもできよう。人麻呂の挽歌には飛鳥川に歌われており、殯宮の起こされた木庵から余り遠くない所、それも飛鳥川に近い所が葬所とされたと感じられる。また藤原京時代に夫婦と考えられる皇子女が薨じた例で記録に明らかなのは他にない。ちなみに、明日香皇女は天智天皇々女、忍壁親王は天武天皇々子で知太政官事であり、持統太上天皇を大内陵に合葬したのは、大宝三年(七〇三)十二月のことであった。

⑭ 殯宮挽歌の女性作者に、斉明天皇(斉明紀四年五月冬)、額田王(万葉集卷二一五二、以下同じ)、舍人吉年(二五三)、倭太后(二五三)、石川夫人(二五四)、持統天皇(二五九〜六二)、拾毘女王(二〇三左註)、手持女王(四一七〜四一九)、丹生王(四二〇〜四二二)などがいる。

⑮ 允恭紀五年七月条に、葛城襲津彦の孫である玉田宿禰が反正天皇の殯宮大夫であったことがみえている。しかしこれは武内宿禰伝承と密接な関係をもつことから、書紀編纂に近い頃に潤色された可能性が大きいと考えられ、いま一応考察外とした。武内宿禰伝承の成立発展については、七世紀後半が一つのポイントと考えられている。岸俊男「たまきはる内の朝臣」(同氏『日本古代政治史研究』所収)。

⑯ 直木孝次郎「土師氏の研究」(同氏『日本古代の氏族と天皇』所収)、小島俊次「佐紀古墳群成立の背景」(『大和文化研究』第十三巻八号)参照。

⑰ 『類聚三代格』延暦十六年四月二十三日の太政官符に、従来、殯宮御膳詠人長および年終奉幣諸使に土師宿禰をあてていたのを改めて、玄蕃寮・左右大舍人寮の雑色人をえらんでこれにあてることになったことがみえる。殯は文武天皇を最後にみえなくなるので、「従来」を文武朝以前と解することもできるが、この官符に殯宮御膳詠人長とみえるのは聊か疑問がないわけではない。しかし後にふれるように、殯が行なわれなくなっても、和風諡号献呈は従前に変らず行なわれているので、殯宮の遺制がかなり後までみられたと考えられる。そうしたものを官符では殯宮としているのであろう。

⑱ 直木孝次郎「土師氏の研究」(同氏『日本古代の氏族と天皇』所収)。

⑲ 遊部としては、山背国紀伊郡人遊部足傳が一例しられるにすぎない(『大日本古文书』三/四九二)。

⑳ この伝承は円目王と伊賀比自岐和氣の女が生目天皇の代から長谷天皇の代まで生存していたかのように記しているし、また記紀にみえない伝承でもある。遊部の起源説話といってもよいこの伝承が生目天皇(垂仁天皇)の代にかけられているのは、記紀にこの御代に土師部が

置かれたとの伝承がみえること、また垂仁記に鷲巢池がみえ、その池は藤原宮の南にあった鷲栖坂(『扶桑略記』「釈日本紀」所引「氏族略紀」)の近くにあつて、遊部の居住地であつたと考えられる(橿原市四分町の地とごく接近していたことなどに起因するのであろう。伊賀比自岐和氣については知るべくもないが、三重県伊賀上野市にもと比自岐村があり、式内比自岐神社があるところから、この地を本貫とする氏族らしい)。

㉑ 倉人吉年は万葉集卷四一四九二・四九五によって、女性と考えられる。

㉒ 殯宮に籠るものを女性であると推測したが、本文中に示した史料以外に確たる証拠はない。近年まで残存していた喪屋には、死者の子連や子孫が籠もつたが、それは女性に限定されなかつたようである。ただこの場合の喪屋は、墓地に造られたことから知られるように、埋葬後のものであつて、埋葬前に営まれる殯宮とは異なることに留意しなければならない。むしろ私はミコ寄せやタマヨビを女性が主体となることが例であることを行なうことや、沖繩の洗骨葬において、女性が遺骸を洗い清めるところから、そこに古代の殯の形態をよりよく窺えると考えている。桜井徳太郎「民間巫俗と死霊観」(『文学』第三十七巻九・十号)、柏常秋『沖永良部島民俗誌』にみえる伊勢・志摩や沖永良部島の民俗例を参照。

#### 四 殯宮 儀 礼

殯宮で行なわれた儀礼については不分明なところが多いが、若干それを窺うことのできる史料もある。いまそれら



をもとに殯宮儀礼の内容をみたい。殯宮儀礼には殯宮内で行なわれるものと、殯宮の起こされた殯庭で行なわれるものがあるが、まず前者からみよう。殯宮内では匍匐礼が行なわれたらしい。例えば、神話伝承であるが、古事記に伊邪那美命が火神迦具土神を生んで神去りました時、伊邪那伎命は御枕方に匍匐はらばい御足方に匍匐はらばい哭いたことがみえる。また仁徳即位前紀に以下の伝承がある。太子菟道稚郎子と大鷦鷯尊が互に皇位を譲りあい、三歳に及んだ果に、菟道稚郎子が薨じた。大鷦鷯尊は驚いて難波より菟道宮に到ったが、太子が薨じて三日を経ていた。時に大鷦鷯尊は胸を打ち叩き叫び、せむすべを知らず、すなわち髪を解き屍に跨り、太子の名を呼んだという。これらはいずれも殯宮における匍匐の礼を示しているだろう。<sup>①</sup>

記紀の天若日子（紀は天稚彦とする）の説話に、喪屋に持傾頭者・持帯者・尸者・眷女・哭者・造綿者・突人者がいて、日八日夜八夜を遊んだとある。これらは先にみた遊部であろうと考えられるが、各々の職掌については明らかでないものが多い。本居宣長は持傾頭者・持帯者とともに送葬の際のものと解し、笥飯けひを背に負う者・帯を持ちゆく者

とした。送葬に際してこれらと類似の民俗は現在でもみることができ、この天若日子の説話が喪屋に関するものである以上、送葬の時のものと解するのは少し難しく、やはり喪屋での儀礼に携わったものとすべきだろう。<sup>②</sup>尸者は死者の生前の姿を模倣し、死者そのものとして諸人より奉仕される人物で、その尸者に供する食物を加工・調理するのが眷女・突人者である。<sup>③</sup>哭者は泣女で、殯宮での慟哭儀礼に欠くべからざる存在であった。先に殯宮（喪屋）に籠る者は近親の女性であろうと推測したが、それらの女性がこうした哭女の職掌を担当したのではなく、おそらく遊部の如き喪葬を専業とする部民がそれに従事したのであろう。殯宮内において、これらの女性たちと土師氏や遊部の職掌がどのように関係しているのか不明であるが、これらの人々がとり行なう儀礼には、きわめて私的な色彩の濃厚であるのに対して、殯庭での儀礼は公的儀礼といった感が強い。天武天皇の葬礼については、天武紀・持統紀に詳細な記事があり、安井良三氏によって分析されている。<sup>④</sup>安井氏によると、天武天皇の葬礼において、始めて、従来の伝統的な喪葬儀礼に加えて、仏教的な儀礼が行なわれるようにな

った。天武天皇の喪葬儀礼のうちで、いま特に私が注目したいのは誅儀礼である。

誅は日本書紀ではシノビゴト或いはシノビゴトタテマツルとよまれていて、敏達天皇の殯に際して蘇我馬子宿禰・弓削守屋大連・三輪君逆らが誅したとみえるのが初見であり、それ以後かなりの例がみえる<sup>⑤</sup>。誅は天皇・皇后・皇子女を対象とする殯には必ず行なわれたものらしい。例えば、大化二年三月の「大化薄葬令」で、王以下庶民におよぶまで殯を営むことが禁止されたが、それとともに、亡人のために髪をぎり股を刺して誅するといった旧俗が禁じられていることは、誅儀礼が殯宮で行なわれた主要な儀礼であることを示している。

殯<sup>もがり</sup>はわが国固有の葬法が、帰化人の大規模な渡来によって、礼の一たる殯<sup>ヒシ</sup>の影響をうけ、儀礼化し、一般に行なわれたものである。それに比し、誅は六辞の一であることから窺えるように、全くわが国固有の葬法には存在しなかった儀礼であり、殯<sup>ヒシ</sup>の儀礼とともに導入され、天皇・皇后などの殯<sup>もがり</sup>に行なわれたものである。誅儀礼は敏達天皇の殯宮においてなされたのが記録上では初見であるが、実際は

安閑朝末年ごろから行なわれていたらしい。和風諡号に關連して後述する<sup>⑥</sup>。

誅儀礼は大陸のそれと随分と異なった形でわが国に定着したらしい。例えば、わが国においては、誅儀礼が芸能と結びついていることである。「大化薄葬令」に髪をぎり股を刺して誅することが禁止されているが、これは誅奏上に所作がともなっていたことを示している。敏達天皇の殯において、馬子宿禰大臣が刀を佩いて誅したのを、守屋大連が「狐箭<sup>ししや</sup>をおえる雀のようだ」といって嘲笑していることや、その逆に、守屋大連が手脚をふるわせて誅したのを、馬子宿禰大臣が「鈴を懸けるべし」といって笑っていることも、誅儀礼に所作がともなっていたことを暗示している。また、推古二十年二月に行なわれた堅塩媛の檜隈大陵への改葬に際して、軽街でなされた誅儀礼で、誅奏上の功拙が批評されているのも、誅奏上が単に詞章をよみあげるといったものでなく、所作をともなったことを示している。

ところで、明らかに誅詞として記録されているものは、伴信友が「比古婆衣」の誅詞の章で既に指摘している如く、桓武・平城・淳和崩御の際のものである。池田弥三郎氏は

その内容にふれて次のように述べておられる。<sup>⑦</sup>

誄詞とは、後にはたしかに哀悼の詞章となっているがもとは「寿詞」と言うべき詞章であつて、そのよごとの内、殯宮で奏上せられたものが、次第に生死についての日本人の考えの進展してくるにつれて、しのびごととしての特徴を持ち、哀悼の目的への傾きを示して来たもの……

いま、誄詞の内容について考察するに當つて、参考になるのは用明紀元年五月条にみえる穴穂部皇子の言葉である。それは、三輪君逆が敏達天皇の殯庭で「不荒<sup>⑧</sup>朝廷。淨如<sup>⑨</sup>鏡面。臣治平奉仕。」と誄したのは無礼であるとの言葉であるが、この三輪君逆の言辭を誄詞と考えてよく、「臣治平奉仕」という表現からみて、書紀編者が何か古い記録によつたかと考えられる。その内容は寿詞とか哀悼の詞章といつたものにとどまらず、きわめて政治的色彩の濃厚であることが注目されよう。三輪君逆は、敏達天皇に寵愛され悉に内外の事をゆだねられていた人物であるが、彼の誄の内容は、敏達天皇崩御後は逆自身が政治権力を掌握せんとすることを表明したものである、あるいは殯庭に集う人々に、逆が政治権力の掌握を目差していると受けとられがちなのであ

つた。このように殯庭における誄は、崩御した人の魂を慰撫するはずのものでありながら、自己の政治姿勢を表明する手段ともなりえたのであり、池田氏の説かれた以外の内容をも持っている。後にみるように、即位儀礼の一たる踐祚式が行なわれた直後に、新しい天皇によって大臣・大連が任命される。そのことがまた反対に誰を天皇に擁立するかということで複雑な政争を生む原因となつた。天皇崩御の後、殯庭で行なわれる誄儀礼が問題になるのは、殯の間が政治的に不安定な時期であり、殯庭での誄儀礼が政治権力獲得のための一手段とされたからである。誄は亡き天皇の魂を慰撫するものにとどまらなかつた。敏達天皇の殯庭での蘇我馬子と物部守屋の対立も、天武天皇の殯庭でおこつた大津皇子の謀反事件も、殯庭がこうした政治権力をめぐる争いの場になることに根ざすと思われる。

誄の内容・形式にも時代の変遷がある。敏達天皇の殯において誄を奏上したのは、蘇我馬子大臣・物部守屋大連・三輪君逆らで、敏達朝の執政者たちが自ら誄している。推古二十二年二月に行なわれた堅塩媛の改葬に際して輕街で誄儀礼がなされたが、阿倍内臣鳥は堅塩媛の子にあたる推

古天皇の命おほみことを誅し、続いて堅塩媛所生の皇子たちが次第ついでを以って誅し、中臣宮地連烏摩呂が大臣の辞を誅している。この堅塩媛改葬に際しての誅儀礼においては、天皇・大臣に代って誅する者が出現しているのが注目されよう。舒明天皇の百濟大殯においては、東宮開別皇子が十六で誅し、大派王⑨に代って小徳巨勢臣徳太が、軽皇子に代って小徳粟田臣細目が、蘇我蝦夷大臣に代って小徳大伴連馬飼が誅している。東宮開別皇子が十六で誅したということには若干疑問が残るが、誅奏上者が舒明朝の政策推進者であることは従前と同じである。天武天皇は朱鳥元年九月丙午(九日)に崩御。辛酉(二十四日)に殯されている。そして甲子(二十七日)から丁卯(三十日)までの四日間、殯庭において大規模な誅儀礼が行なわれている。それは、内廷官司・外廷官司・地方官司・服属集団・帰化人集団という順序できわめて整然となされている。そして誅奏上者も各官司のカミ・ステ相当クラスのものである。誅儀礼の最後に近い持統二年十一月戊午(四日)には、諸臣が各々己が先祖等の仕えまつれるさまを誅している。⑩

以上の例からおおよそ次の如き結論をうることができる

だろう。殯庭における誅が安閑朝末年に導入されて以後、儀礼として確立した敏達朝頃においては、天皇を殯に付した場合、その殯庭で誅を奏上するのは、血縁者(皇子・皇親)や大臣・大連を筆頭とする執政者グループである。そして官司制の発達にともなって誅奏上者も多様化し、天武天皇の殯庭では律令官制に基づいて行なわれるに至った。また誅の内容も、古代天皇制の確立にしたがって、律令官人としてはその所属官司の事柄を、また氏の構成員としてはその氏が先祖以来天皇に奉仕してきた様を誅することを要求されるようになった。誅奏上者も、堅塩媛改葬に際してみられたように、代って誅を行なう者があらわれ、次第に専門職業化した。奈良朝・平安朝に誅人としてみえてくるものがそれであろう。⑪このように、誅の内容・形式が短期間に著しい変遷をとげていることは、逆に誅儀礼が行なわれるようになったのが比較的新しいことを示している。

推古二十年二月、堅塩媛の改葬に際して軽街で行なわれた誅儀礼で取り分け注意されるのは、誅の最後として、蘇我馬子大臣が八腹臣らを率いて便りに境部臣摩理勢を以って氏姓の本を誅せしめていることである。この氏姓の本と

は、蘇我氏の系譜のごときものであったらしく、蘇我氏の始祖からの系譜をよみあげ、そこに新しく死者の名を付け加えることによって、死者の霊を慰さめんとしたものであろう。これによって誅儀礼は全て完了した。

天皇・皇后等の葬礼にあっても、誅儀礼の最後に、皇統譜ともいふべき日嗣がよみあげられ、和風諡号が献呈されて、殯宮儀礼が全て完了する。和風諡号献呈について続日本紀に若干それを窺うことのできる史料がある。持統太上天皇の場合、大宝二年十二月甲寅（二十二日）に崩御、大宝三年十二月癸酉（十七日）に飛鳥岡に火葬、十二月壬午（二十六日）に大内山陵に合葬されている。飛鳥岡に火葬された日、まず従四位上当麻真人知徳が諸王・諸臣を率いて太上天皇を誅びたてまつり、大倭根子天之広野日女命と諡おくりなしている。文武天皇の場合にも、慶雲四年十一月丙午（十一日）、従四位上当麻真人智徳が誅人を率いて誅をたてまつり、倭根子豊祖父天皇と諡し、その日のうちに飛鳥岡に火葬している。以後、大皇太后宮子・光仁太上天皇・皇太后高野新笠・皇后藤原乙牟漏・桓武天皇・平城太上天皇・淳和後太上天皇などの場合にも、葬日もしくはその前

後に和風諡号が献呈されている。こうした観点から日本書紀を検討してみると、舒明天皇の殯において、誅儀礼の最後に息長山田君が日嗣を誅していることや、文武天皇の場合も同じように、持統二年十一月乙丑（十一日）に直広肆当麻真人智徳が皇祖等の騰極次第を誅し、それが畢つて大内陵に葬られていることが注意される。この騰極次第を古には日嗣といったと書紀にみえ、また古事記序文にみえる帝皇日嗣の内容からすれば、日嗣とは天皇位に即くまでの次第や天皇の系譜・治績の内容などをさす<sup>15</sup>。それで歴代の日嗣が集積されると自然に皇統譜を形成するのであろう。従つて日嗣を誅するは、今までの皇統譜をよみあげ、それに新しく葬られる人の日嗣を加え、さらに和風諡号を奉つて、死者の魂を慰撫せんとすることであろう。日嗣を誅し、和風諡号を献呈することによって、誅儀礼が完成し、殯が終了した。埋葬はその後に行なわれた。

ところで、誅が中国古代の葬礼にみえることを先に触れたが、葬日あるいはその前後に諡おくりなすることも、実は中国の葬礼にみえるところである。唐代の葬制について、『通典』にひかれている「開元礼纂類」の凶礼により三品以上

の葬礼をみるならば、葬の前日に啓殯があり、内外ともにそれぞれの場所で哭が行なわれ、柩に贈諡が告げられている。<sup>14</sup> 西晋の泰始令に喪葬の礼が規定されて以後、それが南朝諸朝の令、北齊令、隋開皇令、そして唐令へと受け継がれたから、贈諡の風も唐代を溯る可能性が多分にある。管見によれば、中国における諡の初見は二世紀末から三世紀初頭である。『後漢書』に、後漢最後の皇帝であった劉協が皇妣王氏に、興平元年（一九四）二月壬午に靈懷皇后と諡したのが最も早い。続いて、『三国志』によれば、魏の武帝（操）は建安二十五年（二二〇）一月庚子、洛陽において年六十六で崩じ、武王と諡され、二月丁卯に高陵に葬られた。蜀の先主（備）は章武三年（二三三）四月癸巳に六十三で永安宮に崩じ、五月に昭烈皇帝と諡され、八月に惠陵に葬られている。また、呉主孫権は太元二年（二五二）四月に七十一で崩じ大皇帝と諡され、七月に蔣陵に葬られた。これらの例は諡された日と葬日に若干の開きがあるが、二世紀末から三世紀初頭に至って、諡を行なう風が広まったことを示している。以後、『晋書』『魏書』『宋書』『南齊書』『梁書』『陳書』『新唐書』などに諡された例がみえ、唐

代にまで及んでいることが窺える。

中国で行なわれた誄および諡が礼に基づくものである以上、わが国においてそうした葬礼がなされるようになった最大の原因は、応神朝における典籍の伝来もさることながら、帰化人の大規模な渡来によるものと考えられる。

帰化人渡来については、一、四世紀末（応神・仁徳朝）二、五世紀末（雄略朝）三、六世紀末（推古朝）四、七世紀後半（天智朝）五、八世紀（奈良朝）の五段階が考えられる。<sup>15</sup> このうち、殯がわが国固有の殯に大きな影響を与え、また和風諡号献皇が行なわれるようになったのは、この雄略朝における大規模な帰化人渡来によるところが大であったと思う。勿論、葬制の変革が急激になされたとは考えがたく、帰化人の葬制が徐々に浸透した結果、ようやく殯の影響が及び殯が儀礼として完成したのであり、それは六世紀に入ってから、おそらく安閑朝末年のことであろう。

隋書によれば、高句麗・百濟・新羅の葬制には、中国の葬礼の影響が著しい。それで、百濟などには、殯が早くから定着しており、百濟系帰化人の渡来によって、殯がわが国に伝えられ、影響を及ぼした可能性が大きいだろう。誄

儀礼についても、大陸から直接伝わったことも考えられるが、わが国と中国との交渉が雄略朝から推古朝まで跡絶えるところから、やはり殯ひなとともに百濟系帰化人により伝えられたのであろう。それは安閑天皇以後に、和風諡号が獻呈されるようになったことから知りうる。

和風諡号については、水野祐氏の画期的な研究以降、多くの人々によって論文が発表されたが、それらのうちには、実名(諱)と和風諡号の混同がままあるように思われる。それは応神から継体に至るまでについてである。この応神から継体までは神武<sup>一</sup>仲哀、安閑以後とは明らかに異なり、素朴な名称であって、美称として冠せられている地名の部分(この部分には後世からの贈諡がある)を除けば、諱と考えられる。例えば雄略天皇のオオハツセワカタケについていえば、オオハツセを除いたワカタケが諱にあたる。応神から継体に至る、従来和風諡号と考えられていたのは、実は諱である。それらは素朴であり、実名らしいと考えられるからであるが、他にもその証拠がある。古事記の仲哀段と応神即位前紀の分註に一云としてみえるものに、ホムタワケとイザサワケが名を交換した伝承があり、これによって

ホムタワケが応神の諱であったことが推測される。仁徳紀にみえる大鷲鶴と平群木菟の名を換えた伝承も同様である。また倭五王である讚・珍・濟・興・武について、それぞれ比定が行なわれているが、中国史書の伝える倭の五王は、いずれも諱に対して漢音を宛てている。即ち「宋書倭国伝」にみえる武は上表を行なった倭王、ワカタケに宛てられた名号であるから、ワカタケが諱であることが知られる。和風諡号は上述したように、あくまで、死後に贈られるものである。以上でホムタワケ(応神)からオオト(継体)に至る、従来、和風諡号と考えられてきた名号が、実は、諱であることが知られよう。それに対して安閑天皇のヒロクニオシタケカナヒ、宣化天皇のタケオヒロクニオシタテ以後のものは明らかに和風諡号である。安閑は諱が勾大兄皇子であり、宣化は諱が楡隈高田皇子であることが伝えられている。

私は殯の影響を受けて殯が儀礼として完成し、特に天皇を対象とした殯宮儀礼において、和風諡号が獻呈された最初が安閑天皇であろうと考える。とすれば日本書紀において、誅の初見記事が安閑天皇より三代あとの敏達天皇の殯宮に際してのものであり、神武<sup>一</sup>仲哀の和風諡号のうち、

帝紀・旧辞の最初の編纂がなされた継体く欽明朝ごろに作られたと考えられるものが存在することなどが容易に理解しうるのである。また殯が儀礼として完成した時期と、皇陵における横穴式石室の採用の時期がほぼ一致することも興味深い。欽明陵と最近考えられるに至った見瀬丸山古墳<sup>④</sup>が、現在までに知られているわが国で最も大きな横穴式石室を有していることが注目されよう。<sup>⑤</sup>

ホムタワケ(応神)からオオト(継体)に至る名号が諱であり、実際に和風諡号が殯宮における誅儀礼の最後に献呈されるようになったのは安閑朝末年であるとの推定が正しいものとすれば、カンヤマトイワレヒコ(神武)からタラシナカツヒコ(仲哀)に至る和風諡号は全て安閑朝以降に造作・加上されたものであると考えることができるが、このうちには、安閑く欽明朝の頃に第一回の編纂が行なわれた帝紀に記録されたものがある。その和風諡号は、ミマイリヒコイニエ(崇神)、イクメイリビコイサチ(垂仁)などで、さらにオホタランヒコオシロワケ(景行)、ワカタランヒコ(成務)、タラシナカツヒコ(仲哀)、さらにオキナガタランヒメ(神功皇后)などもそのように考えられる。どうしてこれら

の和風諡号が作られたかという点、殯宮儀礼が完成し和風諡号の献呈が行なわれるようになった安閑朝末年において、日嗣奏上にそれらの和風諡号が必要とされたからである。

それは継体によって新王朝が開始されたことに関係する。

即ち、継体によって始まる王朝が、それ以前の王朝と血縁的に断絶している事実を、応神以前の系譜につながっているという主張で隠そうとしたのである。従来からも、継体

が応神五世の孫と伝えられるのは、王朝断絶をカモフラージュするためと説かれている。<sup>⑥</sup> 私は更にそれを補強したい。

継体即位前紀によれば、継体の母、振媛は活目天皇(垂仁)の七世の孫であり、崇神から成務に至る記紀の帝紀部分に、崇神と尾張連祖オホアマヒメの間に生れたヤサカノイリヒコの女、ヤサカノイリヒメを、景行が娶って生んだのが成務であると伝えられている。ここで継体の系譜に垂仁と尾張連がつながっていることに注目したい。尾張氏といえは、ヤマトタケル伝承に尾張造祖ミヤズヒメがみえる。また安閑・宣化の和風諡号にみえるクニオシを、その和風諡号に含むオオヤマトクニオシヒト(孝安)の母は尾張連の祖、オキツヨソの妹、ヨソタホビメである。この孝安の和風諡号



も安閑朝末年から欽明朝に作られたらしい。

崇神から成務に至る系譜に尾張氏が密切な関係をもつことは、継体が尾張連草香の女、目子媛を娶ってもうけたのが安閑・宣化であることと全く無関係と言えるであろうか。私は、安閑・宣化と欽明の間に二朝対立という事態が存在したと考えないのであるが、もしそうした事態が存在したとしても、継体新王朝が応神以前の崇神や垂仁と系譜上つながりをもっていることを主張するために、和風諡号を造作したのであろうと推測する。継体は山背・近江・越前・尾張などの地方と密切なつながりを持っているが、これらの地に接する丹波・但馬・美濃などを含めた地域を考えてみると、記紀の崇神から仲哀・神功に至る部分にこれらの地域を舞台とする伝承が多いことが注目されるのである。これらの伝承は継体新王朝の系譜につながる人々が伝えたものではないだろうか。

以上、和風諡号についてやや詳しく考察したが、殯宮儀礼の主要なものに誅儀礼があり、その最後に和風諡号献呈が行なわれ、それが完了してから埋葬がなされることが知られた。誄の内容や誄の奏上者が男性に限られ「女の挽歌」

あるいは宮廷詩人の手になる挽歌と異なった性格をもつこと<sup>23</sup>はいろいろな興味深い問題に発展すると思われる。

① 匍匐礼は、殯宮に移す前や山陵での埋葬に際しても行なわれたらしい。高市皇子尊の城上の殯宮の時、柿本朝臣人麿の作った長歌(巻二一九九)に「わご大王 皇子の御門を 神宮に 装ひまつりて 使はしし 御門の人も 白袴の 麻衣着 垣安の 御門の原に 茜さす日のことごと 鹿じもの、い、匍ひ伏しつ、つ、ぬばたまの 夕になれば 大殿を ふり放け見つつ 鶯なす、い、匍ひもとほり、侍へど 侍ひ得ねば……百済の原ゆ 神葬り 葬りいまして 麻裳よし 城上の宮を 常宮と 高くまつりて 神ながら 鎮まりましぬ……」とみえる。これは遺体を第一次葬として城上の殯宮へ運ぶ前に、香具山宮で匍匐礼が行なわれたことを歌っている。古事記景行段に、倭建命の薨去に際し、倭にいた后や御子らが能煩野に下り、御陵を作り、其地の那豆岐田に匍匐い、廻りて哭きながら「なつき田の 稲幹に 稲幹に 匍ひ廻ろふ 野老むら」以下四歌をうたつたとみえ、今に至るまでその歌は天皇の大御葬に歌うとしている。これなどは山陵での埋葬に際して、匍匐の礼がなされたことを示している。

② 『古事記伝』巻十三。

③ 喪屋に籠る場合は、当然日常生活と異なったものであったはずである。ここでは喪屋に籠る人々のために、こうした職掌をもつて奉仕する遊部の姿が示されている。

④ 安井良三「天武天皇の葬礼考」(『日本書紀研究』第一冊)。

⑤ 九世紀半は頃までに誄がなされたこととみえる被葬者として、敏達天皇・堅塩媛・推古天皇・舒明天皇・大三輪真上田子人君・天武天皇(日本書紀)、左大臣正二位多治比真人嶋・持統木上天皇・文武天皇・左大臣正二位石上朝臣麻呂・元明太上天皇・大皇太后宮子・光仁太上天

皇・皇太后高野新笠・皇后藤原乙牟漏(統日本紀)、桓武天皇(日本紀略)、平城太上天皇(類聚国史)、淳和後太上天皇(統日本後紀)の例がある。但し文武天皇以前には殯に際して誄がなされている。

⑥ 田中日佐夫氏が『二上山』において述べられた解釈と私見では若干異なる。田中氏は誄儀礼を、第一期(敏達天皇から大化改新まで)、第二期(大化改新から文武天皇まで)、第三期(持統天皇の時代から文武天皇まで)に分けられている。私は記録にはみえないが、誄儀礼の開始を安閑朝末年にまで遡らせた。誄は平安時代に入っても行なわれていたことは記録にみえる通りである。前項参照。

⑦ 池田弥三郎「誄詞序論」(『文学』第二十六卷八号)。  
⑧ 先にみたように、穴穂部皇子の「何故事・死王之庭・弗事・生王之所」という言挙げも誄とみてよいだろう。

⑨ 大派王は敏達天皇の皇子で、舒明八年七月に群卿百寮の朝参に關して豊浦大臣(蘇我大臣)に進言した人物で、舒明朝に皇親の長老として重きをなした人物であろう。

⑩ 孝徳紀大化元年九月戊辰祭の分註に、或本云として古人太子・吉野太子とみえ、古人大兄皇子が太子であった可能性がある。とすれば、皇極朝の太子であったとも考えられるが、舒明天皇の殯宮で東宮開別皇子が十六で誄したというのは余りに年少であるので、古人大兄皇子が舒明朝・皇極朝を通じて太子であったのが、何らかの事情で記録が洩れたか、あるいは抹消されたとも考えるうであるだろう。古人大兄、中大兄という呼称から、また天智天皇皇后倭媛が古人大兄皇子の女であることから、古人大兄皇子の方が年長であったことが窺える。

⑪ 持統五年八月辛亥(十三日)に、大三輪氏以下の十八氏に詔して、「其祖等墓記」を上進せしめているが、墓記こそ諸氏の己が先祖らの仕えまつれるさまを誄した記録ではあるまいか。

⑫ 誄人に見えるのは、文武天皇の殯宮での誄儀礼が最初である。統日本紀慶雲四年十一月丙午条参照。以後、大皇太后宮子(天平勝宝六年八月丁卯条)、光仁太上天皇天心二年正月己未条、皇太后高野新笠延暦九年正月辛亥条、皇后藤原乙牟漏(延暦九年閏三月甲午条)統日本紀桓武天皇(日本後紀延暦二十五年四月甲午条)などの葬礼に誄人がみえる。なお『類聚三代格』延暦十六年四月二十三日の太政官符にみえる殯宮御誄誄人長については、「三 殯宮」の⑦参照。

⑬ 武田祐吉「古事記研究 帝紀攷」において、帝皇日継すなわち帝紀の内容は、一 御統柄 二 御名 三 皇唐と治天下、及び皇子・皇女の御事蹟、四 后妃・皇子・皇女及び皇子・皇女の御事蹟、五 重要な御事蹟の簡単な記事、六 宝算、崩御の年月日、山陵と考えられている。

⑭ 杉本憲司「唐代の葬制について」(『末永先生古稀記念 古代学論叢』)。  
⑮ 岡田正之「近江奈良朝の漢文学」。

⑯ 平野邦雄「八・九世紀における婦化人身分の再編」(『歴史学研究』二九二号)。なお婦化人渡来の時期については、関晃「倭漢氏の研究」(『史学雑誌』六二ノ九)、「婦化人」、平野邦雄「秦氏の研究」(『史学雑誌』七〇ノ三・四)、上田正昭「婦化人」参照。

⑰ 水野祐「増訂日本古代王朝史論序説」、『日本古代の国家形成』。

⑱ 津田左右吉「日本古典の研究」上・下。

⑲ 森浩一「古墳の発掘」。

⑳ 嘉永七年に津久井清影が著わした『聖蹟図志』によると、女室はおよそ三×四間で家型石棺が二つあり、羨道は十四間ばかりという。

㉑ 津田左右吉は継体・欽明朝としたが、私はさらに短縮して安閑・欽明朝とした。

㉒ 井上光貞「日本國家の起源」。

② 池田弥三郎前掲論文や秋間俊男「日並皇子挽歌論」(『文学』第三五卷九号)と私見では誄・挽歌のとらえ方が異なる。

## 五 殯の衰退

先に見たように、天皇を対象とする殯の期間は例外を除けば一年以内である。しかしそれでもかなり長い期間である。その間に盛大な殯宮儀礼や山陵造営が行なわれた結果、国家財政は逼迫し、人民の辛苦・不満は増大したであろう。そして、長期間にわたる天皇不在のため、政情はより不安定なものとなり、大きな混乱を生じたであろう。こうしたことから薄葬思想が次第に芽生えていったと思われる。推古天皇の遺詔に「比年五穀不登。百姓大飢。其為朕興、陵以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。」とみえるのは、殯の簡略化を願ったものに違いない。この詔が出されたのは、夫君である敏達天皇の殯が六年に垂んとするものであったため、おそらく大きな弊が生じたことによるのだろう。続いて大化二年三月にはいわゆる大化薄葬令<sup>①</sup>が出されている。この詔については関梟氏によって厳密な史料批判がなされている。それによれば『魏志武帝紀』『魏志文帝紀』

や書紀編者によって潤色された部分を除いた、「夫」「凡」で始まる箇所はほぼ大化当時のものと考えて差し支えない。それは大化薄葬令全体に仏教思想によった形跡の見出すことのできない一事でも知れる。葬礼に仏教的儀礼が導入されたのは、天武天皇の殯宮儀礼がその嚆矢だからである。

この大化薄葬令によって、当時の葬制がかなり復元でき興味深い<sup>④</sup>が、いま取り上げている殯に関しては「凡王以下及至庶民不得營殯。」と規定されている。これは諸王以下から庶民に至るまで、殯を営むことを禁じたものであるが、先にも少し触れたように、逆に当時殯を営むことが普遍的に行なわれていたことを示している。しかし殯をも含めて葬儀全体が奢侈になったので、大化新政府はこれを禁じ、殯を営むことのできる対象を皇子女に以上に限定することにより、その弊害を減じ、併せて人民支配を強めたのである。諸王以下庶民に至るまでの人々に対し、殯の禁止とともに、殯宮儀礼の一たる誄儀礼が殉死<sup>⑤</sup>とともに旧俗として禁じられたのである。

大化薄葬令はかなりの効果をあげたようである。それは畿内に限って顕著に窺えることであるが、七世紀中葉以降

になると群集墳がみられなくなることや、七世紀中葉以降と考えられる古墳は単独で造営され、切石や巨石を用いており、皇子女の墓と考えるにふさわしいこと等によって窺える。殯についても、大化薄葬令以降、日本書紀・続日本紀・万葉集などに殯を行なったとみえる例は、孝徳天皇・建王・齊明天皇・藤原鎌足・天智天皇・舎人王・天武天皇・草壁皇子・高市皇子・持統太上天皇・明日香皇女・文武天皇などの葬礼の場合であり、皇子女以上に限って殯を営むことを許した大化薄葬令の規定はほぼ完全に守られている<sup>⑥</sup>。

天武天皇の葬礼において、始めて仏式葬儀が導入されたが、次の持統太上天皇の葬礼以後、著しく変質してゆく。例えば、持統太上天皇は、大宝二年十二月二十二日に崩御翌日に作殯宮司・作大殿垣司の任命があり、二十九日には西殿に殯した。そして翌大宝三年十月に御葬司・造御窻司が任命され、十月十七日に飛鳥岡に火葬、二十六日に大内山陵に合葬されている。文武天皇は、慶雲四年六月十五日に崩御。翌日には三品志紀親王・正四位下犬上王・正四位上小野朝臣毛野・従五位上佐伯宿禰百足・従五位下黄文連本実らに殯宮の事に供奉せしめている。十月三日には、造御

窻司・造山陵司・御葬司の任命が行なわれ、十一月十二日に飛鳥岡に火葬、二十日には檜隈安古山陵に葬られている。これらの例から、仏式葬儀の導入、さらには火葬採用によって、殯の期間が短縮されたこと、また葬礼にもかなりの

第二表 喪葬期間の短縮

被葬者	崩日	葬日	出典
元明太上天皇	養老5・12・7	養老5・12・13	『続日本紀』
元正太上天皇	天平20・4・21	天平20・4・28	同上
大皇太后宮子	天平勝宝6・7・19	天平勝宝6・8・4	同上
聖武太上天皇	天平勝宝8・5・2	天平勝宝8・5・19	同上
光明皇太后	天平宝字4・6・7	天平宝字4・6・17?	同上
称徳天皇	宝龜1・8・4	宝龜1・8・17	同上
光仁太上天皇	天應1・12・23	天應2・1・6	同上
皇太后高野新笠	延暦8・12・28	延暦9・1・14	同上
皇后乙牟漏	延暦9・閏3・10	延暦9・閏3・28	同上
桓武天皇	延暦25・3・17	延暦25・4・7	『日本後紀』
平城太上天皇	天長1・7・7	天長1・7・12	『日類聚』
淳和太上天皇	承和7・5・8	承和7・5・13	『続日本後紀』
仁明天皇	祥祥3・3・21	祥祥3・3・25	同上

変化があったことが窺える。殯が営まれたことが記録に明らかなのは文武天皇までである。<sup>①</sup>そして元明太上天皇以後は、崩御の日から埋葬までがさらに著しく短縮され、例外はあるが、それはほぼ初七から三七忌内であり(第二表参照)、七七日の間は七日目ごとに追善供養を行ない、死者の冥福を祈っていて、明らかに仏教思想によっていることが知られ、文武天皇以前とは明瞭な差がある。

殯が変質していった最大の原因は、仏式葬儀の導入や火葬採用にあったことはほぼ間違いない。文武四年三月に道照和尚が火葬に付されたのに続いて、持統太上天皇・文武天皇が火葬に付されたことが、大化薄葬令によって王以上に制限され次第に行なわれることの少くなった殯を急激に消滅せしめたのである。火葬採用についても問題が多い。章を改めて、火葬採用とその意義について若干ふれよう。

① 網干善教「大化甲申詔にみえる墳墓の規制について」(『宋永先生古稀記念古代学論叢』)に、大化薄葬令に関する従来の諸説がまとめられている。

② 関晃「大化のいわゆる薄葬制について」(古代史談話会『古墳とその時代』一)。

③ 坂本太郎『大化改新の研究』において既に指摘されている。

④ 「凡」で始まる部分から当時の葬制を窺うことができる。この箇所

で、諸王以下で小智以上の者の墓は、小石を用いて墓を造営し、帷帳などには白布を用うべきであること、庶民の死んだ時には一日もとどめずすぐに埋め、その帷帳などには籠布を用うべきことを規定している。これは逆に、当時、巨石をもって墓を造り、副葬品も豪華なものであったことが偲ばれる。或本を引いて、金・銀・錦・綾・五綵を蔵めることを禁じているが、それと関係あるだろう。

⑤ 殉死については、森浩一「葬法よりみた古墳の終末」(『宋永先生古稀記念古代学論叢』)参照。

⑥ 藤原鎌足の場合が少し問題になる。これは天智紀八年十月辛酉条に、藤原内大臣が薨じたことがみえ、その分註に「日本世紀曰。内大臣春秋五十薨于私第。廻殯於山南。天何不淑。不慈遺。嗚呼哀哉。碑曰。春秋五十有六而薨。」とある。また「大織冠伝」にも殯を営んだことがみえるから、鎌足の死にあたっては、特別に殯を営むことが許されたであろう。彼の功績を思う時、彼が臣下として破格の待遇を受けたであろうことは、万葉集にみえる采女安見兒を得た事実をまづばかりでなく、容易に推測しうるところである。

⑦ 殯の残存形態については「三 殯宮」の節参照。

## 六 火葬採用とその意義

火葬は四葬の一であり、インド固有の葬法であったが、仏教の興隆とともに仏式葬儀として採用され、諸国に広まった。しかし仏教伝来とともに火葬が採用されたのではなく、かなり時期的に遅れる。例えば、仏教が中国に伝わっ

たのは紀元前後であるが、火葬が盛んになるのは、唐の永徽年間であり、わが国への仏教伝来は六世紀中葉の欽明朝であるが、仏式葬儀としての火葬採用は八世紀初頭のことである。わが国において、火葬採用に先だって仏式葬儀がいつ頃から始められたか明確でない。殯宮儀礼に仏教儀礼が導入された最初の例は、天武天皇の殯宮においてであり、固有の喪葬儀礼に加えて、新しく僧尼による発哭が行なわれている。一般的には仏式葬儀の成立はもう少し古く、考古学的遺物・遺構<sup>②</sup>よりすれば七世紀初頭のことであろうと考えられる。

わが国における火葬は、文武四年(七〇〇)三月十日に道昭和尙が栗原に火葬された例をもって嚆矢とする。しかし道昭の例以前に既に火葬が行なわれていたと推測されている。それは万葉集にみえる人麻呂の歌<sup>④</sup>やカマド塚の例によってである。「カマド塚の主体部は須惠器窯に類似した構造で、火葬とその場所への埋葬を計画に入れた墓室である」ところに特色があり、その発見例は現在のところ、大阪府堺市・和泉市・茨木市・滋賀県蒲生郡・兵庫県小野木・香川県・岐阜県であって、かなりの範囲にわたっており、今

後さらに発見される可能性がある。大阪府泉北郡陶器千塚のうち二十一号墳、和泉市聖神社カマド塚、和泉信太山遺跡のうち道田池二号墳・四号墳・菩提池西古墳および茨木市上寺山窯塚<sup>⑦</sup>などのカマド塚は、出土須惠器の編年より、六世紀後半から七世紀初頭にかけてのものと考えられている。最近のこうした考古学の成果は、道昭の例よりも遙か以前に、それもほぼ仏教伝来と時を同じくして、火葬の行なわれていた事実を明らかにした。ただカマド塚に関して最も問題なのは、カマド塚による火葬が仏式葬儀としてのそれなのかどうかということである。森浩一氏は、信太山遺跡に関連して、被葬者を帰化系陶部の工人に求めるのが妥当と思われること、また付近に白鳳期の瓦を出土する上<sup>⑧</sup>代庵寺<sup>⑨</sup>が存在することから、仏教との関連を求めておられるが、カマド塚には一般の火葬と異なる要素がみられるから、むしろ異常事態に際しての葬法と考えられないだろうか。これについては、万葉集にみえる人麻呂の歌が溺死者を火葬に付した時のものであることが参考になろう。中国においてさえ、仏式葬儀としての火葬が盛んになるのは七世紀中葉であるから、カマド塚を仏式葬儀としての火

第三表 八世紀の火葬例

被葬者	没年月日	火葬年月日	火葬場所	墓誌出土場所	出典	
道昭	文武4・3・10	700	不明	栗原	—	続日本紀
持統太上天皇	大宝2・12・22	702	大宝3・12・17	飛鳥岡	—	〃
宇治宿禰	(慶雲2)	(705)	不明		京都府乙訓郡大枝村塚原	
威名真人大村	慶雲4・4・24	707	~慶雲4・11・21	越後国	奈良県北葛城郡二上村穴虫	
文忌寸禰麻呂	" 4・9・21	"	不明		奈良県宇陀郡内牧村大字八滝	
文武天皇	" 4・6・15	"	慶雲4・11・12	飛鳥岡	—	続日本紀
伊福吉部徳尼比売	和銅1・7・1	708	和銅3・10		鳥取県若美郡宇部野村大字宮山	
下道朝臣因勝・因依母夫人	" 1・11	"	~和銅1・11		岡山県小田郡三谷村大字東三成	
佐井寺僧道葉師	" 7・2・25	714	不明		奈良県天理市岩屋町	
藤原不比等	養老4・8・3	720	不明	佐保山 稚岡	—	公卿補任
元明太上天皇	" 5・12・7	721	~養老5・12・13	雍良岑	—	
美努連岡萬	神亀5・10・20	728	~天平2・10・20		奈良県生駒郡南生駒村大字萩原	
山代忌寸真作	" 5・11・23	"	不明		奈良県宇智郡大阿太村東阿田	
小治田朝臣安萬侶	" 6	729	~神亀6・2・9		奈良県山辺郡都介野村大字甲岡	
小野朝臣老	天平9・6・11	737	~天平10・7・24	佐保山	—	大日本古文書2/131
藤原武智麻呂	" 9・7・25	"	天平9・8・5		—	藤氏家伝下
紀朝臣男人	" 10・10・30	738	~天平10・11・19		—	大日本古文書2/134
行基	" 21・2・2	749	天平21・2・8	生駒山 東陵	奈良県生駒郡南生駒村大字有里	
大皇太后宮子	天平勝宝5・7・19	754	天平勝宝6・8・4	佐保山 陵	—	続日本紀
石川朝臣年足	天平宝字6・9・30	762	~天平宝字6・12・28		大阪府高槻市真上	
高屋連枚人	宝亀7	780	~宝亀7・11・28		大阪府南河内郡磯長村徽福寺内	
紀吉継	延暦3	784	~延暦3・1・25		大阪府南河内郡磯長村大字春日	

【備考】 墓誌出土地名は旧町村名である。楊貴氏墓誌は除外した。近江昌司「楊貴氏墓誌の研究」(『日本歴史』211号)参照。

葬によるものとするのは少し困難ではなかるうか。そうした意味で、道昭を栗原に火葬した例をもって「天下火葬從比而始也。」とするのは正しい。事実、今まで発見されている火葬墓にともなう墓誌で最も古いものは、慶雲二年(七〇五)の宇治宿禰のものである(第三表参照)。

火葬採用についてさらに大宝律令との関係を考えてみたい。養老令々文には明らかに火葬を前提にしたものがある。それは(A)賦役令赴役身死条 (B)軍防令行軍兵士条 (C)軍防令防人番還条である。<sup>①</sup>軍防令集解が散佚しているので、(B)・(C)が大宝令でどうであったか不明だが、(A)については大宝令に火葬を旨とする規定が存在したことは確実にある。ただその火葬が仏式葬儀としての火葬かどうか問題になる。それについては、(D)喪葬令墓条が大宝令でもほぼ同文であったと考えられ、さらに「大藏」の意味について古記が散骨と解釈していることから、(D)では仏式葬儀としての火葬を前提としていることが知られる。それで(D)から得られた結論を拡張すれば、(A)の大宝令々文にみえる火葬も仏式葬儀としてのそれであり、大宝令と養老令との関係より、(B)・(C)も大宝軍防令に同様の令文があつて、(A)と同様

のことがいえるとすれば、大宝令々文において仏式葬儀を前提とした火葬が規定されていたと推論しうるだろう。

(A)・(C)に関しては現存資料から該当唐令を復元しえないが、(B)については開元二十五年令にほぼ同様のものがある。しかし注目すべきことは、開元二十五年令では火葬について全く触れるところがないことである。<sup>②</sup>(D)に関してもほぼ同様である。<sup>③</sup>これは開元二十五年令の施行された頃、唐では火葬を禁ずる風が強くなり、それが令文にも反映していると推測される。わが国においても、持統太上天皇・文武天皇・元明太上天皇・元正太上天皇と火葬に付されたが、それ以後、聖武太上天皇・光明皇太后・称徳天皇・光仁太上天皇・皇太后高野新笠・皇后乙牟漏・桓武天皇・平城太上天皇などは土葬である。そして、淳和後太上天皇が火葬・散骨されてしばらく後、冷泉太上天皇が火葬されて以後に火葬が一般化した。<sup>④</sup>これは、新しい葬法に対する反動も当然あつたし、また唐において火葬を禁じたその影響がわが国にも及んだ結果であろう。

開元二十五年律令に仏式葬儀による火葬を前提とした規定はみえないが、開元二十五年律令以前の唐律令でわが国



の律令編纂に影響を及ぼしたと考えられるもの―武徳律令(六二四年施行)・貞觀律令(六三七年施行)・永徽律令(六五一年施行)・垂拱律令(六八五年施行)―にそうした規定が存在しなかったとはいえない。近江令が貞觀令を、飛鳥淨御原律令が永徽律令を、大宝律令が永徽律令と垂拱律令をそれぞれ参照していると考えられるから、唐代、七世紀中葉の永徽年間によくやく火葬が盛んになったことや、大宝(養老)僧尼令が永徽の道僧格を参照していることなどから、永徽律令に始めて仏式葬儀による火葬を前提にした規定が設けられ、飛鳥淨御原律令、あるいは大宝律令に継受された可能性が大である。

さらに火葬採用については、もう少し道昭個人の立場から考察する必要がある。道昭は河内国丹比郡の人で、乙巳の変の際、蘇我蝦夷により焼かれんとした国記を取って中大兄皇子に奉獻した船連惠積の子であった。その彼を取り巻く環境(河内古市地方)が、仏教的なものであったことはよく知られている。<sup>⑩</sup> 白雉四年(六五三)に学問僧として入唐。帰国の年は未詳であるが、彼が入唐学問僧として彼地にあったのは、火葬の盛行した永徽年間とそれに続く顕慶

年間であった。また道昭が師事した玄奘三蔵は、『大唐三蔵玄奘法師行状』にみえるごとく、火葬を遺命した人である。おそらく玄奘三蔵はインドへの旅行の途次、仏教国に火葬の普遍的であることを見聞したのであろう。玄奘三蔵の遷化は麟徳元年(六六四)で、道昭帰国後のことと思われるが、かねて玄奘三蔵は火葬について弟子たちに話をし、道昭もそれに深い感銘を覚えたであろうことは想像に難くないし、道昭は玄奘三蔵の遷化を伝聞したことが推測される。それで道昭和尙物化ののち、弟子たちが遺教を奉じて粟原に火葬したというのも、故あることだった。

道昭和尙の物化は文武四年(七〇〇)三月己未(十日)のことであるが、火葬に付されたのは若干遅れたであろう。すると同年三月甲子(十五日)に、諸王臣に詔して令文を読むせしめ、また律条を撰成させたことと微妙に関係している。この記事は大宝律令編纂の着手と解されているからである。<sup>⑪</sup> この大宝律令編纂者グループのうちに、船氏の出身であった道昭と同じく、王辰爾の子孫で遣唐留学生であった白猪骨、同じく遣唐留学生でその本貫があるいは王辰爾の子孫の住む河内古市であったかと推測される土部甥や、

また唐人薩弘格がいる。

大宝律令において始めて永徽律令の仏式葬儀としての火葬を前提とした規定が継受されたとする、それは明らかに道昭が火葬に付されたことに起因する。また飛鳥浄御原律令に既にそうした規定が存在していたのなら、それは道昭が火葬に付されるまでは、全くの空文に過ぎなかったであろう。火葬の採用は律令にそれを前提とする規定が設けられたからといって容易に行なわれうるものではなかった。火葬は従来の死生観を根底から覆すものだったからである。伝統的葬法である土葬―それは殯を経てなされた―を見慣れた人々にとっては、火葬の煙や短時間で肉体が白骨に化すという事実はまさに驚天動地のことであって、耐えがたい程に印象深いものだったに違いない。こうした意味において、火葬は仏教教理に明るい人々、道昭や持統太上天皇の遺命によって始めて行なわれないたのである。民間から広まった可能性は薄い。なるほど道昭以前に、カマド塚でみられるように火葬が行なわれたことは事実であるが、仏教と直接の繋がりを見いだしえぬのも、こうしたところに起因するように思われる。

道昭が火葬に付されて以後、火葬は急速に広まった<sup>22</sup>。それは文献や金石文にも窺えるし(第三表参照)、また蔵骨器が全国的に多数発見されること、現在においてさえかなり不便な山間部にも当時の火葬墓群が発見されること等から、火葬伝播がいかに速くなされたかを知ることができる。火葬のきわめて簡便であること、道昭や持統太上天皇によってその先例がひらかれたことなどが、その普及の主要因であったことを容易に推測しうる。すでに大化薄葬令で諸王以下に殯を営むことが禁じられ、喪葬儀礼は簡略化されたとはいえ多くの旧弊が存在したであろうし、殯を営むことを許された皇子女以上の喪葬儀礼は、天武天皇の殯宮儀礼に特徴的にみられるように、長期間にわたる華美なもので、大化以前とさして異なるものではなかった。そうしたところに、道昭に続いて持統太上天皇が火葬に付され、文武天皇を最後に殯が消失していった理由が潜んでいる。

持統太上天皇、文武天皇の場合、殯宮が営まれながら火葬に付されている事実は、八世紀初頭が殯―土葬から火葬に移る時期にあったことを示している。第三表にみえる伊福吉部徳足比売の場合も同様であろう。火葬採用の意義は一

般には喪葬の簡略化、従来の死生観を根底から覆したとい  
うところにあるが、皇室においては、さらに、長期にわた  
る殯を廢し火葬を採用することで、政治的空白期間を短縮  
しえたことにある。火葬が採用された八世紀初頭を堺にし  
て皇位継承方法に変化があり、また歴代遷宮がみられなく  
なって藤原宮・平城宮が造宮されたことはきわめて注目す  
べき現象である。それについては次章でふれたい。

火葬採用について若干付記しておきたい。それは先に殯  
宮の営まれる場所を考察した際、殯宮と埋葬地がかなり距  
離的にはなれている例と、建王や日並皇子の場合のように、  
殯宮と埋葬地が近接していたらしい例の二形態あることを  
指摘したが、火葬にも二形態あることが知られている。<sup>②</sup>す  
なわち、火葬場所即墳墓である形態と、両者が異なる形態  
の存在である。これは殯における葬法が火葬にも影響を及  
ぼしていることを示している。火葬が従来の伝統的葬法に  
立脚している事実を閑却してはならない。<sup>③</sup>

① 三名田隆信「わが国上世における火葬の風習について」(『史泉』第  
五号)。

② 奈良県御所市古瀬字水泥の水泥蓮華文石棺古墳―この呼称は綱千善

教「御所市古瀬『水蓮蓮華文石棺古墳』及び『水蓮塚穴古墳』の調査」  
(『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第十四輯) による―の石棺  
繩掛突起にあたる箇所は六葉素弁蓮華文が配され、岡山県邑久郡美和  
村大字東須惠本の本坊山古墳発見の陶棺に、同地の二・三の上代寺院  
の軒丸瓦文と同一范型による蓮華文が付飾されている。また大阪府南  
河内郡太子町の御嶺山古墳、磯長墓、天武・持統合葬陵である大内陵  
などにみられた棺台側面の格狭間、あるいは夾紵棺や切石を使用した  
石室の存在、出土遺物としての銅鏡・銅蓋鏡・銅承台付蓋鏡など、い  
ずれも仏教文化との関係を示している。銅鏡類出土地一覽表は「若木  
考古」八二号(国学院大学考古学会)参照。磯長墓や「水蓮蓮華文石  
棺古墳」などから仏式葬儀の成立を七世紀初頭と考えることも可能で  
ある。後者は六一〇年代のもので考えられている。坪井清足「墓制の  
変貌」(『世界考古学大系』4)参照。勿論これらの遺構・遺物を直ち  
に仏式葬儀の成立と断定することは少しく危険である。安井良三「天  
武天皇の葬礼考」(『日本書紀研究』第一冊)参照。しかし初期仏教の  
性格を考えると、仏式葬儀の成立時期を七世紀初頭とするのは、強ち  
無理な解釈ではない。

飛鳥時代の仏教に、既に浄土教的色彩の存在することは、夙に指摘  
されている。家永三郎「聖徳太子の浄土」(同氏「上代仏教思想史」  
所収)、井上光貞「日本浄土教成立史の研究」、同氏「神道と仏教」  
(『日本考古学講座』六)参照。そしてそれは、自己の往生浄土よりも  
死者の往生浄土を目指す追善供養のものであり、造像銘記や經典跋  
語に「為七世父母現在父母」とみえ(『靈感遺文』中・下)、また孟  
蘭盆会が斉明年七月に既に行なわれていることから、固有信仰たる  
祖先崇拜が仏教思想と混浴していることが窺えるし、また造寺・造仏  
・写経・燃燈会・無遮大会・設斎・放生等がいずれも延寿・病氣平癒

・祈雨といった現世利益・追善供養のためのものであった。初期仏教がとくに追善供養として受け入れられたことは、上にみた考古学的遺物・遺構と矛盾せず、仏式葬儀成立時期を七世紀初頭とすることができよう。当麻寺の曼荼羅室の第一次前身建物の地下約一尺五寸のところから礎席状古墳が発見されたが、わが國固有の祖先崇拜と仏教の結びつきが典型的に示されている。岡田英男「当麻寺本堂修理工事の成果」(『仏教芸術』四五)参照。京都山科の大宅院寺も同様の例である。

③ 国史大系本は原本(小中村清矩校訂)に粟と作ってあったのを谷森本傍朱書により粟原とした。桜井市粟原には史蹟粟原寺跡がある。しかし粟原は原本どおり粟原とすべきである。粟原は高市郡旧阪合村(現在、明日香村)大字粟原で、雄略紀十四年三月条に呉人を安置したとみえる呉原である。この地は東漢直の一族である坂上氏の居地であった。道昭が王辰爾の後裔氏族である胎氏の出身であり、その火葬に付された粟原も帰化人集住地帯であったことは興味深い。粟原の地に礎石と奈良朝期の古瓦の散布があることから呉原寺跡と推定されている。保井芳太郎『大和上代寺院誌』、網干善教『呉原寺小攷』(『樞原考古学研究所叢報』「青陵」一四)参照。

④ 土形娘子を泊瀬山に火葬りし時、柿本朝臣人麻呂の作れる歌「隠口の泊瀬の山の山のまに いさよふ雲は 妹にかもあらむ」(卷三十一四二八)や、溺れ死にし出雲娘子を吉野に火葬りし時、柿本朝臣人麻呂の作れる歌「山のまゆ 出雲の児らは 霧なれや 吉野の山の嶺にたなびく」(卷三十一四二九)。これらの作歌時期を明確にしえないので、道昭火葬との先後関係は不明である。但し、仏式葬儀による火葬ではなかったらう。

齊明紀四年五月条に「今城なるをむれが上に 雲だにも 著るく

し立たば 何か嘆かむ」の齊明天皇御歌がみえる。これを火葬をよんだものと解し、道昭が火葬に付される以前に火葬が行なわれていたとする説がある。浅田芳朗「日本火葬史の一問題」(『土之香』創刊七周年記念号)参照。しかしこの歌を火葬の烟をよんだものと考えことはできない。この歌は建王の薨去の後、今城谷上で殯を起して収めた際のもので、むしろ伝統的な土葬に付されたであらう。万葉集にみえる火葬については、生浪英太郎「奈良朝の火葬」(『続日本紀研究』第一卷二号)参照。

⑤ 森浩一「大阪府泉北郡陶器千塚」(『日本考古学年報』九)。

⑥ 国学院大学考古学会『若木考古』第八二・八四号。

⑦ 信太山遺跡調査団『信太山遺跡調査概報』水野正好・西谷正・田代克巳「大阪府茨木市上寺山窯塚」(『日本考古学協会昭和三十七年度大会「研究発表要旨」)。

⑧ 信太山遺跡調査概報』にみえる森浩一氏の総括。

⑨ 上代観音寺とも。石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』参照。

⑩ カマド塚には二体以上が同時に火葬された例が多く、なかでも聖神社カマド塚の東櫛は四つの木棺に入遺骸をおさめ、同時に火葬している。これは第三表に示した文獻・金石文にみえる火葬の例は全て一遺骸に対するものであると著しく異なっている。二体以上を火葬に付すカマド塚の例は、帰化系陶部に限った特殊な葬法である可能性もあるが、むしろ異常事態における葬法と考えられないだろうか。聖神社カマド塚東櫛の骨について「骸骨がほとんど消失してから、棺に収めて火葬したことを示している。」と報告されていることは、こうした疑問を強めるものである。

⑪ (A) 賦役令赴役身死条

凡丁匠赴役身死者給棺。在道死者所在國司以官物作給。並於路次

埋殯立碑。並告本貫。若、無家人來取者、燒之。有人迎接者、分明付領。

(B)軍防令行軍兵士条

凡行軍兵士以上。若有身病及死者。行軍具錄隨身資財。付本郷人將還。其屍者。當処燒埋。但副將軍以上。將還本土。

(C)軍防令防人番還条

凡防人向防。及番還。在道有身患不堪涉路者。即付側近国郡。給糗并医薬救療。待差堪行。然後發遣。仍移本貫及前所。其身死者。隨便給棺燒埋。若有資財者。申送兵部。令將還本家。

(D)喪葬令墓条

凡三位以上及別祖氏宗。並得營墓。以外不合。雖得營墓。若大祿者。聽。

〔古記によつて復元しうる大宝令の字句が養老令と同一である場合は、その右側に、を印し、字句が異なる場合は( )に小書し。た。〕

- ⑫ 散骨を洗骨葬によるものとする解釈もあるが従えない。喜田貞吉「火葬と大祿 焼屍―洗骨―散骨の風俗」(『民族と歴史』第三卷七号)、「散骨と埋骨について」(『民族と歴史』第四卷一号)。

⑬ 唐軍防令二

諸征行衛士以上。身死行軍。具錄隨身資財及屍。付本府人將還。無本府人者。付隨近州縣運送。

- ⑭ 『唐令拾遺』(喪葬令一八)に該当するが、これは墓田の規定であつて、わが國の喪葬令墓条とは内容的に異なり、むしろ大化薄葬令に近い。

⑮ 三名田論文(①)で既に指摘されている。

- ⑯ 『唐律疏議』によつて開元二十五年律をみると、賊盜律殘害条・穿

地条に死屍や棺槨を焚燒することが禁じられている。養老賊盜律もほぼ同文である。これらはいずれも仏式葬儀による火葬とは考えられない。

⑰ 滝川政次郎『律令の研究』。

⑱ 高取正男「奈良仏教」(家永三郎監修『日本仏教史』一)。

- ⑲ 井上光貞「王仁後裔氏族とその仏教」(『史學雜誌』第五十四卷九号)。  
岸俊男「泉大養橘三千代をめぐる臆説」(『末永先生古稀記念古代學論叢』)。

⑳ 道昭の帰国年については、中村浩「僧道昭に関する諸問題」(『大和文化研究』第十四卷八号)参照。

㉑ 滝川政治郎前掲書(⑰)。

- ㉒ 続日本紀にみえる道昭の卒伝や『日本靈異記』上卷第二十二の説話により、道昭は天下に周遊して路傍に井を穿つたり、渡し場に船を備けたり造るなどして、民衆の教化にあたり、多くの支持を得ていたらしい。そのことも火葬流行の一因となりえたであらう。

㉓ 浅田芳朗『日本歴史時代初期墳墓提要』、藤沢一夫「墳墓と墓誌」(『日本考古學講座』6)参照。

- ㉔ 奈良県下で著名な火葬墳群として、鈴原火葬墳群と横枕火葬墳群があるが、ともに、現在もお不便な山間部にある。なお両火葬墳群については、小島俊次「天理市福住町鈴原出土骨壺」(『奈良県文化財調査報告』第七集)、末永雅雄「磯城郡上之郷村大字等字横枕火葬墳墓」(『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第五輯)参照。

㉕ 藤沢一夫前掲論文(⑳)。

- ㉖ 土葬と火葬の関連については、柳田國男「葬制の沿革について」(『定本柳田國男集』第十五卷)参照。

## 七 皇位継承—殯に関連して

以上で、殯および殯宮についての基礎的事実を一応みたのであるが、最後に皇位継承に関連する諸問題にふれておきたい。

先に、殯宮に籠ったのは、被葬者たる天皇の肉親、それも特に女性ではなかったかと推測した。それは、敏達天皇の殯宮には皇后炊屋姫、天智天皇の殯宮には倭太后を始めとして額田王・石川夫人など、天武天皇の殯宮には鸕野皇后が籠って、亡き天皇に奉仕したことが明らかだからである。各々について、殯宮に籠ったのが殯の全期間であったのかどうか検討したい。

炊屋姫皇后は用明紀元年五月条によって、この時点までは殯宮に籠っていたことが知られるが、崇峻即位前紀六月条には、蘇我馬子宿禰が炊屋姫尊を奉じて、佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣真嚙らに詔して、穴穂部皇子と宅部皇子を誅殺せしめたことがみえ、同じく即位前紀八月甲申(二日)条には、炊屋姫尊と群臣とが泊瀬部皇子に即位することをすすめたとみえるから、必ずしも殯宮に籠りき

ていたとは考えられないかもしれない。しかし、蘇我馬子の強大な権力を考える時、炊屋姫に政界を領導するいか程の政治的実力があつたか疑問であつて、即位前紀に「炊屋姫尊を奉じて」とあることから、馬子が炊屋姫を名目的に載いたとも解されるのである。そうすると、炊屋姫が殯宮に籠りきっていたとも考えうるのである。そう解することによって、崇峻四年四月に敏達天皇の殯が完了、崇峻五年十一月に崇峻天皇が東漢直駒によって暗殺された後、十二月に炊屋姫が豊浦宮で即位した事情がよりよく理解されてくる。

倭太后の場合は万葉集によって天智天皇の殯宮に籠っていたことが知られるのであるが、他に史料がなくその詳細については不明である。ただ問題となるのは、天武即位前紀に、天智天皇が十年十月に病が甚だしくなった時、東宮であつた大海人皇子を招いて鴻業を授けんとしたところ、大海人皇子は「願陛下奉<sub>レ</sub>天下<sub>二</sub>附<sub>レ</sub>皇后<sub>一</sub>。仍立<sub>レ</sub>大友皇子<sub>一</sub>。宣<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>儲君。」といった記事である。この記事に関連して「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」に倭太后を仲天皇と記すところから、天武天皇即位前に一時倭太后が皇位に即かれ

たことがあるとの喜田貞吉の説<sup>①</sup>があるが、そうした事実は考えられないだろう。倭太后は天智天皇崩御後の殯宮に籠っていたからである。大海人皇子の奏言は天智天皇崩御後のことをいっているはずはないから、倭太后に譲位し、太政大臣であった大友皇子を皇太子にすることをすすめたものであろう。しかしそれは実現されなかった。天皇崩御後わずか半年で壬申の乱に突入したからである。

鸕野皇后の場合は若干問題がある。それは天武天皇の殯の期間に鸕野皇后の姿らしきものが見えるからである。

(イ) 朱鳥元年十月丙申(二十九日)、詔あって大津皇子謀反事件に連坐した人々が許された。

(ロ) 持統元年七月甲子(三日)、詔あって乙酉年以前の負債の利子をとることを禁じた。

(ハ) 同年八月己未(二十八日)、天皇は直大肆藤原朝臣大嶋・直大肆黄書連大伴らをして、三百人の龍象大徳らを飛鳥寺に請集して袈裟を施した。

(ニ) 持統二年二月乙巳(十六日)、詔あって自今以後国忌日にあたるごとに必ず齋をすべきとした。

(ホ) 同年六月戊戌(十一日)、詔あって大赦を行ない、今年の調賦を半減している。

これらの史料に詔・天皇とみえるが、持統天皇の即位は四年正月のことであるから、これらの記事は書紀編纂段階で潤色を受けていることが明らかである。それで(イ)(ロ)(ハ)に詔したとみえるが、その詔した人物を鸕野皇后ではなく皇太子草壁皇子としてもよいと考える。(ハ)は特に天皇とし、三百人の大徳らを請集して袈裟を施さしめたのが鸕野皇后であることを明示している。こうした行為は殯宮に籠っていてもなしうることであろう。天武天皇の殯の期間において天皇と記されているのはこの一ヶ所のみであり、殯の完了した三年春正月に天皇が万国の使者を前殿に朝せしめたとみえることは、天皇と記することによって、その行為者が鸕野皇后自身であることを示しているかのようである。

以上によって、やはり女性の肉親が殯宮に籠るのは殯の全期間であると考える。殯宮に籠り、物忌の生活を送っていたとすれば、殯の完了しない間は、容易に殯宮を出て日常生活に戻ることは許されなかったであろう。

持統女帝即位の事情を考えてみたい。普通、天武天皇の崩御後は鸕野皇后と皇太子草壁皇子、それもとりわけ鸕野皇后が政界を指導していたと考えられている。しかし天武

天皇の殯宮に鸕野皇后が籠っていたのであるから、実際は皇太子草壁皇子が朝廷を統轄していた。こう解することに よって始めて、大津皇子が天武天皇の殯庭において皇太子草壁皇子を謀反なまむけんとした意味が明らかになる。鸕野皇后の即位は四年正月である。しかし天武天皇の殯宮儀礼は持統二年十一月に完了しており、もし鸕野皇后が天武天皇崩御後に皇位を襲わんとする意志を持っていたとすれば、三年正月に即位して然るべきである。それが実現せず、持統即位が遅れた理由は、持統三年四月に草壁皇子が薨じたからである。鸕野皇后がその殯宮に籠ったかどうかは不明であるが、草壁皇子の妃であった阿閑皇女は殯宮に籠っていた。草壁皇子の殯宮儀礼は三年八月に完了したが、この頃鸕野皇后は即位を決意していたのであろう。こうした事實は、天武天皇崩御後は草壁皇子が実権を握り、皇位継承を予定されていたからにはかならない。このように考えれば、持統女帝即位の理由は皇位継承予定者たる草壁皇子の不慮の死によるところが大きかったといえるのである。それで一般に、先帝の崩御の後、皇位継承予定者が死亡するか、何か皇位に即くのには不適当な場合は先帝の皇后が皇位につく

ことがあったと考えることができる。だから女帝即位は、皇位継承をめぐる争いがあった、それを避けるため、あるいは鎮めるためにとられた便法だったのであろう。女帝即位に際しては、夫たる先帝の殯宮儀礼を終えていることが、当然の条件だったと推測される。

わが国における女帝の最も早い確実な例は推古天皇であるが、その即位事情はもう一つ明確さを欠く。用明朝においては、押坂彦人大兄皇子が太子であったが、用明二年に暗殺されたらしい。次の崇峻朝の太子は不明であるが、私には敏達天皇と炊屋姫皇后の間に生れた第一皇子である竹田皇子であったか考える。それは竹田皇子が押坂彦人大兄皇子とともに敏達天皇(欽明天皇の長子)の皇子であること、用明二年四月、中臣勝海がこの二人の像をつくって厭していることによって、竹田皇子が皇位継承について有力な地位にいたことが知られるからである。その竹田皇子は用明二年七月、物部守屋討伐軍に泊瀬部・厩戸・難波・春日の諸皇子とともに加わって以後は書紀にその姿をみる事ができない。しかし竹田皇子が崇峻朝に太子であり、崇峻朝末年に薨じたと仮定すれば、崇峻天皇暗殺後に敏達天皇や



竹田皇子の殯宮儀礼をおえた豊御食炊屋姫が直ちに即位したのは持統即位と類似し、皇位継承をめぐる争いを避けるためであったと推測できるのである。

皇極・元明女帝の即位を検討する前に、先帝の殯・新帝の即位・遷宮の時期の相互関係をみたい。その関係を、日本書紀・続日本紀などに基づいて分類したものが第四表であり、その相互関係をよりわかりやすくするため年表にしたのが第五表である。先にみたように殯の行なわれたことが記録されている天皇は十二代に過ぎないが、崩御年月と葬年月のあいだを一応、殯の期間と措定できるので、第二回の大規模な帰化人の渡来があり、殯宮儀礼が次第に整いつつあった雄略朝より元明に至るまでを示した。書紀に新帝即位と遷宮が同年月に懸けられている時、遷宮が行なわれて新帝即位があったと考えられるので(後述)、第四表ではイ、ホをそれぞれ(イ)、(ホ)に含めてある。いま雄略以降の歴史についてみると、ハニホ、ホのように、先帝の殯が終了していない段階において、遷宮・新帝即位が行なわれている例は、新帝即位に際して問題のあった場合が多いようである。例えば、雄略天皇即位に際しては、雄略天皇は兄の安康天皇

第 四 表

(イ) 先帝の殯終了—遷宮—即位	[孝靈]・顯宗・武烈・天智		
	(イ') 先帝の殯終了— <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>即位</td></tr> <tr><td>遷宮</td></tr> </table>	即位	遷宮
即位			
遷宮			
(ロ) 先帝の殯終了—即位—遷宮	[孝昭・崇神・景行・仲哀・反正]・宣化・欽明・敏達・崇峻・舒明・持統		
(ハ) 即位—先帝の殯終了—遷宮	[安寧・懿徳・垂仁]・継体・安閑・皇極・元明		
(ニ) 即位—遷宮—先帝の殯終了	[孝安・孝元・開化]・※崇峻		
(ホ) 遷宮—即位—先帝の殯終了	雄略・清寧		
(ホ') <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>即位</td></tr> <tr><td>遷宮</td></tr> </table> —先帝の殯終了	即位	遷宮	仁賢・用明
即位			
遷宮			
不明	[成務]…即位—先帝の殯終了		
	[応神]…造宮の時期・葬年ともに不明		
	[仁徳]… <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>即位</td></tr> <tr><td>遷宮</td></tr> </table>	即位	遷宮
	即位		
遷宮			
[允恭]…即位—先帝の殯終了			
	天武…遷宮—即位		
(備考) 安康以前は参考までに〔 〕で示した。※を付した崇峻は若干問題がある。崇峻は用明の殯が完了して即位したが、敏達の殯はまだ終っていないかった。			

第 五 表

	遷 宮 と 即 位		崩 御 年 月 と 葬 年 月	
雄略	(安康) 3年11月	壇を泊瀬朝倉に設けて即位。	(雄略) 23年 8月	崩御。
清寧	(清寧) 1年 1月	壇場を磐余麴粟に設けて即位。	(清寧) 1年10月	雄略天皇を丹比高竈陵に葬る。
			(清寧) 5年 1月	崩御。
			(清寧) 5年11月	清寧天皇を河内坂門原陵に葬る。
顕宗	(顕宗) 1年 1月	近飛鳥八鈞宮に即位。	(顕宗) 3年 4月	天皇、八鈞宮に崩御。
仁賢	(仁賢) 1年 1月	石上広高宮に即位。	(仁賢) 1年10月	顕宗天皇を磐杯丘陵に葬る。
			(仁賢) 11年 8月	崩御。
			(仁賢) 11年10月	仁賢天皇を殖生坂本陵に葬る。
武烈	(仁賢) 11年12月	壇場を泊瀬列城に設けて即位。	(武烈) 8年12月	列城宮に崩御。
繼体	(繼体) 1年 2月	繼体天皇即位。	(繼体) 2年10月	武烈天皇を傍丘磐杯丘陵に葬る。
	(繼体) 5年10月	山城筒城に遷る。		
	(繼体) 12年 3月	山城弟国に遷る。		
	(繼体) 20年	都を磐余王穗に遷す。		
安閑	(繼体) 25年 2月	安閑天皇即位。	(繼体) 25年 2月	磐余玉穂宮に崩御。
	(安閑) 1年 1月	大倭国勾金橋に都を遷す。	(繼体) 25年12月	繼体天皇を藍野陵に葬る。
		(安閑) 2年12月	勾金橋宮に崩御。	
		(安閑) 2年12月	安閑天皇を古市高屋丘陵に葬る。	
宣化	(安閑) 2年12月	宣化天皇即位。	(宣化) 4年 2月	拾隈廬入野宮に崩御。
	(宣化) 1年 1月	都を拾隈廬入野に遷す。	(宣化) 4年11月	宣化天皇を大倭国身狭桃花鳥坂上陵に葬る。 (欽明即位前紀は4年10月とする)

	遷宮と即位	崩御年月と葬年月
欽明	(宣化)4年12月 欽明天皇即位。 (欽明)1年7月 都を倭国磯城郡磯城島に遷す。	(欽明)32年4月 崩御。 (欽明)32年9月 欽明天皇を檜隈坂合陵に葬る。
敏達	(敏達)1年4月 敏達天皇、即位。 (敏達)1年4月是月 百濟大井に宮をつくる。 (敏達)4年是歳 訳語田幸玉宮をつくる。	(敏達)14年8月 敏達天皇、崩御。
用明	(敏達)14年9月 用明天皇、磐余池辺雙槻宮に即位。	(用明)2年4月 用明天皇、御崩。 (用明)2年7月 用明天皇を磐余池上陵に葬る。
崇峻	(用明)2年8月 崇峻天皇即位。 (用明)2年8月是月 倉梯に宮をつくる。	(崇峻)4年4月 敏達天皇を磯長陵に葬る。 (崇峻)5年11月 崇峻天皇、暗殺さる。是日、倉梯岡陵に葬る。
推古	(崇峻)5年12月 推古天皇、豊浦宮に即位。 (推古)11年10月 小墾田宮に遷る。	(推古)36年3月 崩御。 (推古)36年9月 推古天皇を竹田皇子陵に葬る。
舒明	(舒明)1年1月 天皇、即位。 (舒明)2年10月 岡本宮に遷る。 (舒明)8年6月 田中宮に遷る。 (舒明)12年4月 麩坂宮に遷る。 (舒明)12年10月 百濟宮に遷る。	(舒明)13年10月 百濟宮に崩御。
皇極	(皇極)1年1月 天皇、即位。 (皇極)1年12月 小墾田宮に遷る。(或本に東宮南庭の権宮とみえる)。 (皇極)2年4月 権宮より移って、飛鳥坂蓋宮に幸す。	(皇極)1年12月 舒明天皇を滑谷崗に葬る。 (皇極)2年9月 舒明天皇を押坂陵に葬る。

殯の基礎的考察 (和田)

	遷宮と即位		崩御年月と葬年月	
孝徳	(皇極) 4年6月	輕皇子, 壇にのぼって, 即位。		
	大化 1年12月	都を難波長柄豊碕に遷す。		
	大化 3年	小郡宮をつくる。		
	白雉 2年12月	大郡より新宮(難波長柄豊碕宮)に遷る。	白雉 5年10月 白雉 5年12月	崩御。 孝徳天皇を大坂磯長陵に葬る。
斉明	(斉明) 1年1月	飛鳥板蓋宮に即位。		
	(斉明) 1年は冬 (斉明) 2年は歳	飛鳥板蓋宮, 火災。飛鳥川原宮に遷居。後飛鳥岡本宮に遷る。	(斉明) 7年7月	朝倉宮に崩御。
天智	(天智) 6年3月	都を近江に遷す。	(天智) 6年2月	斉明天皇を小市岡上陵に葬る。
	(天智) 7年1月	天皇, 即位(或本, 天智6年3月とする)。	(天智) 10年12月	近江宮に崩御。
天武	(天武) 1年は歳冬	飛鳥浄御原宮に遷る。		
	(天武) 2年2月	壇場を設けて, 飛鳥浄御原宮に即位。	朱鳥 1年9月 (持統) 2年11月	正宮に崩御。 天武天皇を大内陵に葬る。
持統	(持統) 4年1月	天皇, 即位。		
	(持統) 8年12月	藤原宮に遷る。		
文武	(持統) 11年8月	持統天皇, 讓位。文武天皇, 即位	慶雲 4年6月	崩御。
	元			
明	慶雲 4年7月	天皇, 即位。	慶雲 4年11月	文武天皇を檜隈安古山陵に葬る。
	和銅 3年3月	平城遷都。		

を刺殺した大草香皇子の子、眉輪王と彼を匿った葛城円大臣、さらに兄の坂合黒彦皇子を殺害、また安康天皇がかって皇位を継承せしめようと考えていた履中天皇の子、市辺押羽皇子を謀略によって殺し即位している。清寧天皇即位に際しては、天皇たらんとした星川皇子の謀反があった。

仁賢天皇即位に際しては、書紀にそれ程問題があったとはみえない。問題あるとすれば、弟である顯宗天皇の後を襲ったということであろうか。継体天皇即位に際して問題のあったのは周知のことであろう。安閑天皇即位は継体崩御のその日になされており、異常な状況下での即位といわざるをえない。崇峻天皇の即位は用明天皇の殞が終了して行なわれているから問題ないようにみえるが、敏達天皇の殞が崇峻四年四月まで続いているから、崇峻天皇の即位も用明天皇即位と同じく、敏達天皇の殞が終了せぬうちになされた例として問題となる。用明天皇即位に際しては、最初にみた如く、穴穂部皇子を焦点として複雑な政情が展開しているし、崇峻天皇即位に際しては用明朝の太子、押坂彦人大兄皇子が暗殺された。

以上のように、先帝の殞が終了していない時期に新帝の

即位・遷宮の行なわれている場合は、必ずやそこに皇位継承をめぐる種々の問題が存在している。斉明天皇や敏達天皇の殞のように殞の期間が異常に長い場合も、天智や用明・崇峻の即位に際して、おそらくそこに複雑な事態が存在したであろう。とするとここで皇極・元明女帝の即位が改めて問題になる。即ち、推古・斉明・持統女帝はそれぞれ夫たる先帝の殞が終了してから即位しているのに対して、皇極（重祚して斉明天皇であるが、即位の事情はそれぞれ異なるので、ここでは別箇に取り扱う）・元明天皇の即位は女帝即位ということできえ、尋常でないのに、まして先帝の殞が終了していない時期になされていることは、そこに皇位継承をめぐる複雑な事態が存在したと考えられる。

舒明朝末年には開別皇子（中大兄皇子）が東宮であったが、<sup>③</sup>古人大兄皇子や山背大兄王も有力な皇位継承資格者であった。それにもかかわらず皇極女帝が夫たる舒明天皇の殞の完了せぬ内に即位したのは、開別皇子の即位を妨げる事情が存在したからである。それはおそらく、舒明紀十三年十月丙午条に舒明天皇の殞宮で誅した開別皇子は十六だったことがみえるから、開別皇子が即位するに若すぎたことで

ある。また、新帝即位が遅れば遅れるほど、古人大兄皇子や山背大兄王の即位が有力になるといふ緊迫した情況だったのであろう。皇極は当然殯宮に籠って亡き天皇に奉仕すべき身でありながら、敢えて即位せざるをえなかったのである。皇極朝の混乱はここに胚胎する。

元明女帝即位にも多くの問題が存在する。文武天皇崩御の後、有力な皇位継承者として文武天皇の諸皇子がいたにもかかわらず、不<sub>レ</sub>改常典を楯に元明女帝が即位した。従前の女帝、すなわち推古・皇極（齊明）・持統女帝がいずれも先帝の皇后であるのに対して、元明女帝は草壁皇子の妃に過ぎなかった。勿論、草壁皇子が早く天皇と同じ扱いを受けたとはいえ、異例のことといわなければならない。まして先帝の母が皇位を継承する例は、後にも先にもこの一例のみである。続日本紀の慶雲四年七月壬子条の元明天皇即位の宣命によれば、慶雲三年十月、文武天皇はその不予に際して、母である阿閉皇女に禪位の志があったが、皇女はそれを受けなかった。しかし度遍く日重ねて譲り賜うたので、慶雲四年六月十五日に至ってその詔命を受けたという。この六月十五日とは文武天皇崩御の日に他ならない。

慶雲四年六月庚寅条には「天皇御東<sub>レ</sub>樓、詔召八省卿及五衛督率等告<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>遺詔撰<sub>レ</sub>万機之状。」（天皇は阿閉皇女をさす）とみえ、遺詔によって即位の意志を明らかにしている。阿閉皇女が遺詔という形でしか即位を告することができなかったことに、何か尋常でないものを感じる。慶雲四年七月五日に大内山陵に事あったことや、七月二十一日に授刀舍人寮が置かれたことは、元明女帝即位をめぐって不穏な情勢にあったことが推測される。

第四表・第五表に関連して、遷宮について簡単に触れておきたい。藤原宮以前にあっては、歴代の天皇ごとに一度以上宮を移している。この歴代遷宮の理由について田村円澄氏は従来の所説として父子別居説・死穢嫌疑説をあげ、それをともし否定して、次のように述べられている。

新しい天皇に遷宮を促したのは、天皇の住居としての宮が、死穢を受けたからでなく、実は、天皇家に相伝される神宝、鏡、劍の奉安所としての宮が、死穢を蒙ったからであると考えられる。……神宝に対する死穢は、神宝と「同床共殿」する天皇の死去によって生ずる。従って、神宝を穢なき新宮に移すことは、次の天皇の責務でなければならない。こうして神宝相伝者は、おのずから新しい穢なき一宮に遷ったのである。<sup>⑤</sup>

田村氏は神宝に対する死穢を説かれるのであるが、氏の殯の概念は不明瞭であるし、即位と遷宮の分類についても、先帝の崩—殯—葬—新帝の遷宮の順序が慣例になっていたとして、殯を余り考慮されなかったためか、混乱があるように思われる。また、一代に二度以上遷宮されることがあるが、それは神宝に対する死穢のみでは説きえないことだと考える。それに神宝に対する死穢が問題になるとすれば、天皇崩御の直後にこそ遷宮が行なわれなければならない。しかし、先帝の殯の終了後に遷宮、新帝の即位が行なわれるのが一般的であったことを思えば、遷宮の理由はむしろ新しい天皇即位に関係すると考えられるのである。

天皇の即位礼が壇を設けてなされるものであることは、孝徳天皇の即位礼において、軽皇子が壇を升って天津日繼をしるしめし、その壇の右に大伴長徳が金鞆を帯びて立ち、左には犬上建部君が同様に立ったことよって知られる。雄略紀以降に天皇即位に関して注目すべき表現がみえる。それによると、壇たかみくろがある地に設け、即位式を行ない、その後その後にそこを宮地とするというものである。雄略・清寧・武烈天皇即位の場合がそうである。また壇を設けたとの

記述はみえないが、仁徳・履中・安康・顕宗・仁賢・斉明の即位式にも同様の推測をなすことができる。以上の例から、わが国古代にあっては、即位式をなすにあたって、適地を卜定し、そこに壇を設け即位式を行ない、宮地に定めることが慣行だったのでなからうかと推測される。それが歴代遷宮という現象となってあらわれているのではなからうか。勿論、天武天皇の場合のように、天武元年十月に飛鳥浄御原宮に遷り、二年二月、そこに壇を設けて即位した例や、孝徳天皇の場合のように、先の皇極天皇の飛鳥板蓋宮で壇を設けて即位し、半年ほど遅れて難波長柄豊碕に遷った例もある。しかしこれら全てを通じて、遷宮が即位式と密接な関係にあるとの推定は動かぬものであろう。このように考えれば、天智天皇の即位についても、天智六年二月に齊明天皇と間人皇女の殯宮儀礼が終了して小市岡上陵に合葬、三月に近江に遷都、七年正月に即位ときわめて理解しやすくなる。まして或本に六年三月即位とあることは、六年三月に近江の地に壇が設けられて即位式が行なわれ、そこを近江宮と定めた可能性を強めるであろう。こうした遷宮は藤原京の造営以後みられなくなる。それは宮を

遷すことが容易でなくなったこと、火葬採用による殯の消滅により皇位の空白の期間が短縮されたこと、皇位継承が不<sub>レ</sub>改常典により一応定まったこと等によるのであろう。

即位に際して遷宮が行なわれる理由は、今後、多くの人々の研究に俟たねばならないが、少なくとも祭政未分離の段階における祭祀的色彩の濃い儀礼であったことはほぼ推測することができよう。従来、即位儀礼として古くから存在したのは大嘗祭であり、即位式をより莊重にするために大嘗祭とは別に案出されたのが神宝奉獻を中心とする踐祚の式で、それは伝統の新しい行事であったと説かれている<sup>⑤</sup>。しかし、踐祚式と遷宮が密接な関係にあり、また歴代遷宮が非常に古い伝統をもつことに著目すれば、むしろ踐祚式と大嘗祭はともに古くから行なわれてきた即位儀礼であるときてはなからうか。大嘗祭が天皇霊を継承する秘儀であるのに対して、踐祚式は神宝を受けることにより、天皇たることを衆人に認識せしめる儀礼であったのではないか<sup>⑥</sup>。そうした踐祚式に臨むに際して、適地をトシ壇を設けることが儀礼の一として存在したのであろう。従来説かれるように、即位儀礼としては踐祚式が新しい行事

で、古くは大嘗祭のみであったとすれば、大嘗祭が行なわれたと記録のみえる天武・持統・文武・元明・元正・聖武・孝謙・淳仁・称徳・光仁・桓武・平城・嵯峨・仁明・文徳・清和・陽成・光孝天皇等の場合は、いずれも踐祚式が行なわれて一二年後に大嘗祭が執り行なわれている事実をどう解すればいいのであろうか。つまり大嘗祭によってのみ天皇たることの資格が与えられたとすれば、大嘗祭の行なわれる以前の一二年間の天皇位が空白になり、理解しがたいからである。天武朝以前の大嘗祭の形態は不明であるが、むしろ古くは大嘗祭と踐祚式が連続して行なわれるものであり、それが分離したとみる方が適切ではなからうか。それは書紀に踐祚式の多くが正月にかけられているからである。応神以降に限り踐祚式が正月に行なわれとみえるのは、応神・仁徳・反正・清寧・顕宗・仁賢・舒明・皇極・斉明・天智・持統天皇等であり、舒明・持統天皇の例がみえることは必ずしも書紀編纂段階における潤色とのみ考えることができない。古くは十一月中々下旬に大嘗祭が行なわれ、即位儀礼の最後、新春の始めに踐祚儀礼が行なわれることがあったのではないか。しかし時代の新し



くなるにつれ、先帝崩御後の殯宮儀礼が終了して直ちに踐祚式が行なわれるようになった結果、大嘗祭が一〜二年遅れて執り行なわれるようになったのかもしれない。

天皇即位の日に、大臣・大連の任命がなされていることも注目に値する（注⑥参照）。これも履中朝以後孝徳朝にいたるまで、多くの例があり、全てを書紀編纂段階における潤色とすることができない。数代にわたって大臣・大連として仕えたものであっても、新しい天皇即位に際して任命されなおしている。例えば敏達朝・用明朝・推古朝における大臣蘇我馬子宿禰の場合がそうである。こうした事実によれば、逆に大臣・大連の任命は、皇位継承資格者のうち誰を天皇に推すかによって左右される。天皇崩御後の複雑な政情はこうしたことにも起因するだろう。敏達天皇の殯宮における蘇我馬子と物部守屋の誅をめぐる争い、穴穂部皇子や三輪君逆の言挙げは、亡き天皇の魂を慰めるはずの誅が権力獲得のための手段にすら利用されたことを示している。大津皇子の皇太子に対する謀反の内容もそうした範圍を出ないであろう。

皇位継承に関しては、問題が多岐にわたって、十分意を

尽せなかったが、以上をもって、私は殯に関する考察を一応終えた。最後に古代史研究に殯という視角を導入する意義に触れておきたい。奈良時代においては、天皇・太上天皇の崩御に際して「必ずといってよいほど何らかの形でそれらには皇位継承をめぐる紛乱が付随して」おり、「そしてその紛乱の規模や社会不安の現われ方が実はその崩御の主体の生前有した地位や実権のパロメーターであり、また皇権がある時期に実際どこにあったかを示す指標でもあった」<sup>⑩</sup>ことが説かれている。奈良時代においては、殯が消滅して、先帝崩御による皇位の不在期間が短くなるし、不<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>常典によって皇位継承に一応の原則が存在している。また太上天皇の存在や、従前の女帝とは全くタイプを異にする元正・孝謙女帝（称徳天皇）の即位がみられて、律令体制も確立してくる。それで皇位継承をめぐる争いにも、奈良時代以前とは明らかに違った性格がある。しかしながら、先帝の崩御によって政治的空白期間が生じ、そこに皇位継承をめぐる複雑な政情が展開することに変わりはない。奈良時代以前にあつては、それが殯の期間であつた。一般には、天皇崩御ののち殯宮が起こされ、長期にわたる盛大な殯宮

儀礼を行なって亡き天皇の霊を慰さめ、最後に和風諡号を  
 献呈し、葬地に運んで埋葬する。そして葬儀が全て完了し  
 てから、適地を卜定して壇を設け新天皇の即位式があつて、  
 そこを宮と定めるのが例であつた。しかし皇位継承に問題  
 があつた場合は、必ずといっていいほど、先帝の殯の期間  
 が著しく長くなつたり、先帝の殯がまだ終了してないの  
 に遷宮や新しい天皇の即位が行なわれている。だから殯の  
 あり方に当時の皇権の強弱をみる事ができよう、すなわ  
 ち、先帝崩御の後において、皇位継承予定者が揺るぎなき  
 地位を占め、権力を掌中におさめて朝廷を領導している場  
 合は、先帝の殯宮儀礼は滞りなく行なわれ、その完了後に  
 遷宮・即位式があつた。しかしそうしなされた皇位継承予定者が  
 薨去したり、あるいは定まっていなない場合には皇位継承を  
 めぐつてさまざまの紛乱がおこり、女帝即位があつたり、  
 先帝の殯の終了せぬうちに遷宮や即位式が行なわれたので  
 ある。おそらくそれは大臣・大連を始めとする執政者グル  
 ープの一部分が、自分達の推す人物を皇位につけることに  
 よつて、自らの地位と権力を確保せんとしたためであらう。

以上、迂遠な考証を重ねてきたが、私は、殯の期間に著

目することによつて、必ずや古代政治史の諸問題の解明に  
 新しい糸口が与えられるであらうと確信する。

① 喜田貞吉「中天皇考」(『万葉学論叢』。なお中天皇については、田  
 中卓「中天皇をめぐる諸問題」(『日本学士院紀要』第九卷二二号)参  
 照。

② 持統三年八月に持統天皇は吉野宮に行幸しているから、おそらくこ  
 の時までに、草壁皇太子の殯宮儀礼は終了していると考えられる。

③ 孝徳紀大化元年九月戊辰条にみえる或本には、古人太子、吉野太子  
 とあり、古人大兄皇子が皇極朝の太子であつたらしい。皇極朝と断定  
 することには問題があるが、古人大兄皇子が有力な皇位継承資格者で  
 あつたことは認められる。

④ 『万葉集』巻一に和銅元年戊申の天皇御歌としてみえる「ますらを  
 の 柄の音すなり ものふの 大臣 楯立つらしも」、御名部皇

女の奉和御歌「わご大君 物な思ほし 皇神の つぎて賜へる わ  
 れ無げなくに」の作歌事情については諸説あるが、あるいは元明女帝  
 即位をめぐる不穏な情勢が和銅元年にまで及んでいたとも考えうる。

⑤ 田村円澄「古代遷宮考」(『史淵』第九十二輯)。

⑥ 雄略「天皇命有司設壇於泊瀬朝倉即天皇位。遂定宮焉。以  
 平群臣真鳥為大臣以大伴連室屋・物部連目為大連。」(雄略即位  
 前紀) 清寧「大伴室屋大連率臣連等奉遷於皇太子。」(清寧即位  
 前紀)「命有司設壇於磐余粟栗、陟天皇位。遂定宮焉……以大  
 伴室屋大連為大連・平群真鳥為大臣・並如故。」(清寧紀元年正  
 月壬子条) 顯宗「皇太子億計取天皇之璽置之天皇之坐・再拜。」(顯  
 宗即位前紀)「召公卿百僚於近飛鳥八釣宮即天皇位。」(顯宗紀元年  
 正月己巳条) 仁賢「皇太子於石上広高宮即天皇位。」(仁賢紀元年

乙酉条) 武烈「於是本子命有司設壇場於泊瀨列城、諡天皇位。

遂定宮焉。是日以大伴金村連為大連。」(武烈即位前記) 繼體大

伴金村大連乃跪上天子鏡額繫符二再拜。男大連天皇……受繫符。是

日即天皇位。以大伴金村大連為大連、許勢男人大臣為大臣、物部

龜鹿火大連為大連如故。」(繼體紀元年二月甲午条) 宣化「群臣

奏上鏡鏡於武小広圍押盾尊使即天皇之位焉。」(宣化即位前記)

推古「百寮上表勸進至乎三。乃從之。以奉天皇聖印。」(皇后即天

皇位於豐浦宮。)(推古即位前記) 舒明「大臣及群卿共以天皇聖印

獻田村皇子。……即日即天皇位。」(舒明紀元年正月丙午条) 孝德

「由是輕皇子不得固辭、弁壇、即祚。于時大伴長德御字馬連帶金額

立於壇右。犬上建部君帶金額立於壇左。百官臣連圍造伴造百八十

部羅列而拜。是日奉尊於豐財天皇、曰皇祖母尊。以中大兄為皇太

子。以阿倍內麻呂為左大臣。蘇我倉山田石川麻呂為右大臣。以

大錦冠授中臣鎌子連為內臣、增封云云。」(孝德即位前記) 齊明

「皇祖母尊即天皇位於飛鳥板蓋宮。」(齊明紀元年正月甲戌条) 天

武「天皇命有司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮。」(天武紀二年二

月癸未条) 持統「物部唐朝臣闕大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣統天神

壽詞。皇忌部宿禰色夫知幸上神恩禱鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿

百寮羅列而拜而拍手焉。」(持統紀四年正月戊寅条)

⑦ 即位に際しての遷宮以外に行なわれる遷宮がある。その理由とし

て、当時の建築は掘って建てた柱であるから少くとも二十年に一度ぐら

いは新築せねばならなかったこと、火災などの災害によって遷宮せざる

をえなかった場合もあること(舒明八年六月に岡本宮に災つき田中宮

に遷る。齊明元年冬飛鳥板蓋宮に災つき飛鳥川原宮に遷居)、政治的

な理由に基づくもの(繼體天皇の敷段にわたる遷宮。白雉四年の倭飛

鳥河辺行宮への遷居)などが考えられる。

⑧ 直木孝次郎「建國神話の虚構性」(『歴史学研究』三三五号)。

⑨ 即位式においては、神宝をささげることが重要な儀礼であった。清

寧・顯宗・繼體・宣化・推古・舒明・持統の即位に際して、神宝を奉

じたことが書紀にみえてゐる。前項参照。なお三種の神宝について

は、直木孝次郎「建國神話の虚構性」(『歴史学研究』三三五号)参

照。

⑩ 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(同氏『日本古代政治史研究』所

収)。

(京都大学大学院学生)

Korea and Japan in the 5th Century  
—in relation to the enfeoffment  
of the Chinese Southern Dynasty—

by

Yoshitane Sakamoto

In studying the international relation between Korea and Japan in the 5th century, its comparison with other countries enfeoffed by the Chinese Southern Dynasty will cause more abundant resources to study and enable us to observe it on wider standpoint.

This article tries to answer the following problems from this point. At first, we are looking for the then international position of Japan judging from the title 'Shogun' 將軍, next considering the importance of the title 'King' enfeoffed by the Chinese Dynasty, and then the problem that the Kings of Japan and *Paekche* 百濟 wished to have the Dynasty authorize the office and title which they had temporally granted to their men, in relation to the "Sŭng-chih-chia-Shou" 「承制假授」 by *Pei-wei* 北魏. In the end, of the titles which the Southern Dynasty in China had granted to the kings of the neighbouring countries military ("Tu-tu *Paekche chu-chün-shid* 「都督百濟諸軍事」) and administrative powers ("Tz'ü-shih" 「刺史」) shall be especially contemplated. As a result of our study, the fact the Southern Dynasty in China had not granted "Tu-tu *Paekche chu-chün-shih*" to the King of Japan was not evidently due to the passive reason why the Dynasty had granted it to the King of *Paekche*, which causes our observation on the very active attitude of the Dynasty's politics.

A Fundamental Study of Mogari 殯

by

Atsumu Wada

*Mogari* 殯 is the common funeral form in our ancient times that a dead man's body should be enconced in a hut after his death till burial, or it be provisionally buried with his relatives confined to the hut and serve various rites in behalf of the dead. This form has hardly been

investigated except for few unsatisfactory folklore studies.

This article is to observe *Mogari* in the political view-point where succession to the throne should be considered through the forms of *Mogari* especially for the emperors by means of the fundamental facts from some historical resources.

## The Conditions of the Peasants under Aurangzīb as Seen through his Two Ordinances

by

Osamu Kondo

According to the two Ordinances (farmāns) of Aurangzīb addressed to Rashik Dās and Muḥammad Hāshim respectively, the Group Assessment upon a village or a district based either on the 'Fixed Revenue on Land' (kharāj-i muwazzaf) system or on the 'Revenue in Proportion to Produce' (kharāj-i muqāsama) system was common in those days as compared to the time of Akbar's reign when the assessment by way of Measurement (zabt system) upon the individual cultivator was predominant as the regulation system of the land revenue. Though the peasants had the right of occupancy on their holding, they were, by other than economic pressure, tied to the soil for payment of the high demand which usually amounted to half a produce, and thus forced to be in a position of bondage subject to the State.

Moreover the revenue officials and headmen of villages, using their favourable status for each other, began to expand their influential power over the small peasants and to appropriate a part of the surplus produce for their own sake, therefore the burden over the peasants was more increased. In this short thesis I have, with a view to disclose some aspects of the land revenue system of Mughal India, tried to inquire into the real conditions of the peasants in the latter half of the 17th century.